

第3期

# 菊池市障がい者計画

(令和6年度～令和11年度)



令和6年3月

菊池市

## 菊池市における「障害」のひらがな表記の取り扱いについて

「障害」の「害」という漢字の表記については、「公害」などマイナスイメージがあります。また、障がいのある人やそのご家族、関係団体の方々からは、表記を改めてほしいとのご意見が今まで寄せられてきました。

「害」の字をひらがなで表記することについては、「害」だけではなく、「障害」すべてをひらがな表記にすべきなど様々な意見がありますが、本市では、障がいのある方やそのご家族の皆さんの思いを大切に、「相互に人格と個性を尊重し、みんなとともに、いつまでも安心して暮らせる共生社会の実現」という本市の障がい者福祉の基本理念のもと、「害」の字をひらがな表記にしています。

### 表記の取り扱い

- (1) 「障害者」を「障がいのある人」「障がいのある方」と表記します。
- (2) 何らかの名称などで「障がいのある人」と表現することが適当でない場合は、「障がい者」と「害」を「がい」とひらがなで表記します。  
(例：障がい者福祉、障がい者施策、障がい者スポーツなど)
- (3) 「障害」を「障がい」と表記します。  
(例：障がい程度、障がい種別、重度障がい、重複障がいなど)

### 適用されないもの

法律等の名称及び法律等で使用されている用語、法定の制度の名称、団体名などの固有の名称、人の状態を表すものでないものについては、従来どおりの表記とします。

- (例：障害者自立支援法、身体障害者手帳、特別障害者手当、障害基礎年金、熊本県身体障害者能力開発センター、

## 目 次

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定について .....              | 1  |
| 1. 計画策定の背景 .....                 | 1  |
| 2. 計画の位置づけ .....                 | 4  |
| 3. 計画の対象者 .....                  | 6  |
| 4. 計画の期間 .....                   | 6  |
| 5. 計画の策定体制 .....                 | 6  |
| 6. 計画の進行管理 .....                 | 7  |
| 第2章 障がい者を取り巻く現状 .....            | 8  |
| 1. 人口の推移 .....                   | 8  |
| 2. 手帳所持者等の推移 .....               | 9  |
| 3. 障がい者に係る統計 .....               | 15 |
| 4. アンケート調査結果にみる障がい者等の状況 .....    | 16 |
| 5. 障がい者施策に関する重点課題 .....          | 37 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 .....             | 41 |
| 1. 基本理念 .....                    | 41 |
| 2. 基本方針と施策体系 .....               | 42 |
| 第4章 具体的施策 .....                  | 46 |
| 基本方針1 .....                      | 46 |
| 基本方針2 .....                      | 52 |
| 基本方針3 .....                      | 56 |
| 基本方針4 .....                      | 59 |
| 基本方針5 .....                      | 63 |
| 基本方針6 .....                      | 67 |
| 基本方針7 .....                      | 70 |
| 第5章 計画の推進 .....                  | 74 |
| 1. 連携・協力の確保と地域で支える体制づくりの推進 ..... | 74 |
| 2. 進捗状況の管理及び評価 .....             | 75 |
| 資料編 .....                        | 77 |



# 第1章 計画の策定について

## 1. 計画策定の背景

近年、わが国においては、少子高齢化や核家族化の進行、多様化・複雑化する社会情勢等による著しい変化に見舞われています。一方、令和3（2021）年度及び令和4（2022）年度には、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のまん延に伴い、障がいのある人の社会活動や地域生活に制限が生じ、障がい者施策や障害福祉サービスにおいても利用控えなどの動きが生じていました。しかし、令和5（2023）年度に入り行動制限が緩和されたことにより、障がいのある人の生活は新型コロナウイルス感染症の発生前の水準に戻りつつあります。

障がい者関連の法整備等のこれまでの動きをみると、平成23（2011）年に障がいのある人に関する法律や制度について基本的な考えを示した「障害者基本法」が改正され、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」の実現が新たな理念となりました。また、「障害者虐待防止法」「障害者総合支援法」の施行、「障害者雇用促進法」の改正等の法整備が進められ、平成26（2014）年には「障害者の権利に関する条約」が批准されました。平成28（2016）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されています。平成30（2018）年には「障害者文化芸術推進法」、令和元（2019）年には「読書バリアフリー法」、令和3（2021）年には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、令和4（2022）年には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、これらの法律の規定や趣旨を踏まえた施策が進められています。また、障がい児福祉の関連施策については、障がい児福祉のインクルージョン推進の観点から、子ども・子育て施策との連動性も重要であり、こども家庭庁の創設の動向も踏まえ、両者の連動性の加味した政策や取組が求められています。

このような中、菊池市では、障がいの有無に関わらず、地域の一人ひとりがお互いに支え合いながら、安心して生活できる地域社会を目指し、障がい者福祉施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成29（2017）年度に「第2期菊池市障がい者計画」を策定しました。また障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、同年度に「第5期菊池市障がい福祉計画・第1期菊池市障がい児福祉計画」、令和2年度に「第6期菊池市障がい福祉計画・第2期菊池市障がい児福祉計画」を策定し、障がい福祉施策を総合的かつ計画的に推進してきましたが、いずれの計画も令和5年度末をもって満了となることから、国や県の法律、指針に沿って計画を見直すこととします。

## 【障害者自立支援法施行以降の国内法整備等の動き】

- 「障害者自立支援法」施行（平成 18 年 4 月）
  - ・ 身体・知的・精神の 3 障がいのサービスを一元化、応益負担
  - ・ 支援の必要度に関する客観的な尺度（障害程度区分）の導入
- 「障害者自立支援法」の一部改正（平成 22 年 12 月）
  - ・ 障がいの範囲の見直し（発達障がい者が障害者自立支援法の対象に）
  - ・ 利用者負担、支給決定プログラムの見直し
  - ・ グループホームの利用助成 等
- 「障害者虐待防止法」の制定（平成 23 年 6 月成立、平成 24 年 10 月施行）
  - ・ 障がい者虐待を発見した場合の通報の義務化
  - ・ 市町村虐待防止センターの設置、立ち入り調査権等の規定 等
- 「障害者基本法」の一部改正（平成 23 年 7 月成立、8 月施行※一部を除く）
  - ・ 目的規定や障がいの定義の見直し
  - ・ 社会的な障壁を取り除くための配慮を行政等に求める 等
- 「障害者優先調達推進法」の制定（平成 24 年 6 月成立、平成 25 年 4 月施行）
  - ・ 障害者就労施設等の受注機会の拡大措置を行政等に努力義務化 等
- 「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改正  
(平成 24 年 6 月成立、平成 25 年 4 月施行※一部を除く)
  - ・ 障害者基本法の一部改正の理念を踏まえた目的規定の改正
  - ・ 障がいの範囲の見直し（難病が障がいの範囲に加えられる） 等
- 「障害者差別解消法」の制定（平成 25 年 6 月成立、平成 28 年 4 月施行）
  - ・ 障がいの差別解消に向けた差別的な取扱いの禁止
  - ・ 合理的配慮の不提供の禁止 等
- 「精神保健福祉法」の一部改正（平成 25 年 6 月成立、平成 26 年 4 月施行）
  - ・ 保護者制度の廃止、医療保護入院要件の見直し 等
- 「難病法」の制定（平成 26 年 5 月成立、平成 27 年 1 月施行）
  - ・ 難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立
  - ・ 難病の医療に関する調査及び研究の推進
  - ・ 療養生活環境整備事業の実施
- 「障害者雇用促進法」の一部改正（平成 26 年 5 月成立、平成 28 年 4 月施行）
  - ・ 障がい者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助
  - ・ 法定雇用率の算定基礎の見直し（精神障がい者が算定基礎に加わる） 等
- 「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正  
(平成 28 年 5 月成立、平成 30 年 4 月施行※一部を除く)
  - ・ 障がい者の望む地域生活の支援
  - ・ 障がい児支援の二一ズの多様化へのきめ細かな対応

- ・ サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等
- 「成年後見制度利用促進法」の制定（平成 28 年 4 月成立、5 月施行）
  - ・ 成年後見制度の理念の尊重（ノーマライゼーション、自己決定権の尊重等）
  - ・ 地域の需要に対応した成年後見制度利用の促進
  - ・ 成年後見制度の利用に関する体制の整備 等
- 「発達障害者支援法」の一部改正（平成 28 年 5 月成立、8 月施行）
  - ・ 発達障がい者に対する障がいの定義と発達障がいへの理解の促進
  - ・ 地域での生活全般にわたる支援の促進
  - ・ 発達障がい者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備 等
- 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正（平成 29 年 4 月成立、10 月施行）
  - ・ 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度 等
- 「バリアフリー法」の一部改正（平成 30 年 5 月成立、11 月施行※一部を除く）
  - ・ 国及び国民の責務の明確化
  - ・ 公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進
  - ・ バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化 等
- 「読書バリアフリー法」の制定（令和元年 6 月成立、施行）
  - ・ アクセシブルな電子書籍等の普及、提供の促進 等
- 「障害者雇用促進法」の一部改正（令和元年 6 月成立、令和 2 年 4 月施行※一部を除く）
  - ・ 障がい者の活躍の場の拡大に関する措置
  - ・ 国及び地方公共団体における雇用状況についての的確な把握等に関する措置
- 「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化の促進に関する法律」の制定（令和 2 年 6 月成立、令和 2 年 12 月施行）
  - ・ 電話リレーサービスに関する交付金制度の創設 等
- 「バリアフリー法」の一部改正（令和 2 年 5 月成立、令和 3 年 4 月施行※一部を除く）
  - ・ 公共交通事業者等に対するソフト基準適合義務の創設
  - ・ 優先席・車椅子使用者駐車施設等の適正な利用
  - ・ 市町村等による心のバリアフリーを推進
- 「障害者差別解消法」の一部改正（令和 3 年 5 月成立、施行は公布の日から 3 年以内）
  - ・ 事業者における合理的配慮の提供の義務化 等
- 「災害対策基本法」の一部改正（令和 3 年 5 月成立、施行）
  - ・ 個別避難計画の作成を市町村長の努力義務とする 等
- 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」（令和 4 年 5 月成立、施行）
  - ・ 情報アクセスとコミュニケーションにバリアを抱える障がい者が、障がいのない人たちの情報アクセスとコミュニケーションと同様の保障を実現
  - ・ 障害者差別解消法において合理的配慮を的確に実施するための「事前的改善措置」として位置づけ

## 2. 計画の位置づけ

### (1) 法令等による位置づけ

「第3期菊池市障がい者計画」及び「第7期菊池市障がい福祉計画」、「第3期菊池市障がい児福祉計画」は一体として策定します。この3つの計画は法令により策定が義務付けられており、その位置づけは、以下のとおりです。

#### 第3期菊池市障がい者計画

【法令】市町村障害者計画（障害者基本法第11条第3項）

- ・ 主に障がい者施策の基本理念と施策の方向性を定めた中長期の計画。

#### 第7期菊池市障がい福祉計画

【法令】市町村障害福祉計画（障害者総合支援法第88条第1項）

- ・ 主に障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画で、数値目標と障害福祉サービスなどの見込量を定める3年を1期とした計画。本計画で定める障害福祉サービスの見込量等は、熊本県障がい福祉計画に、菊池圏域の目標数値の一部として反映。

#### 第3期菊池市障がい児福祉計画

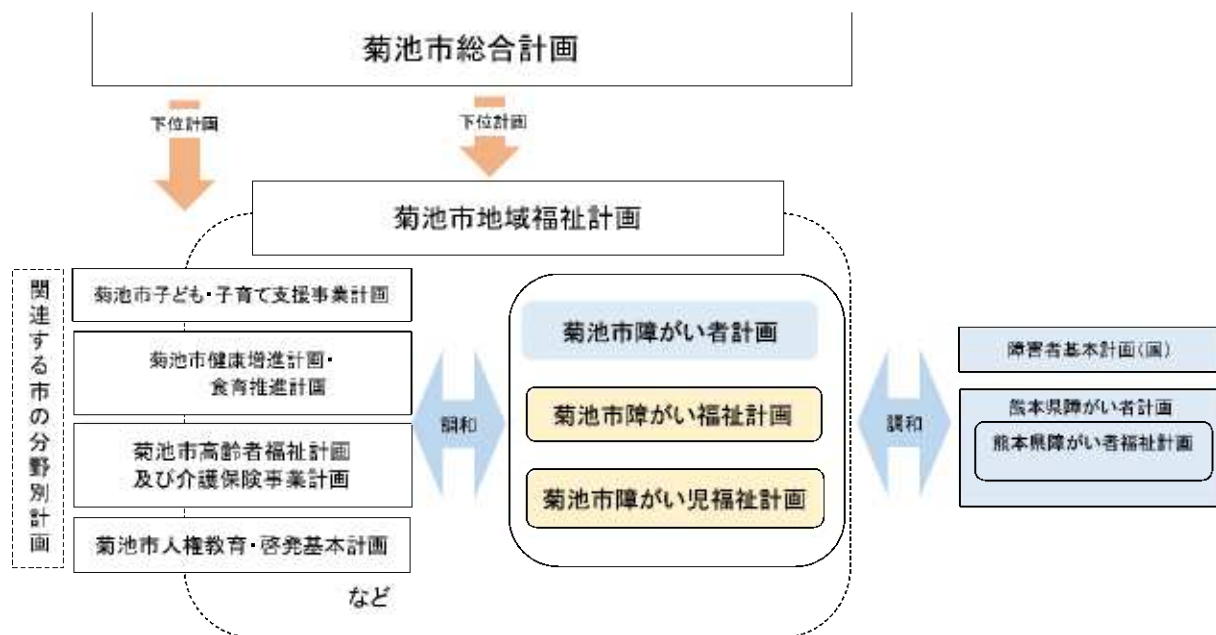
【法令】市町村障害児福祉計画（児童福祉法第33条の20第1項）

- ・ 主に障害児サービス等の提供体制の確保に関する計画で、数値目標と障害児福祉サービスなどの見込量を定める3年を1期とした計画。本計画で定める障害児サービスの見込量等は、熊本県障がい児福祉計画に、菊池圏域の目標数値の一部として反映。

|     | 障がい者計画                           | 障がい福祉計画                                 | 障がい児福祉計画                                    |
|-----|----------------------------------|-----------------------------------------|---------------------------------------------|
| 内容  | 障害者施策の基本的方向について定める計画             | 障害福祉サービスの見込みとその確保策を定める計画(計画期間は3年)       | 障害児サービス等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定める計画(計画期間は3年) |
| 根拠法 | 障害者基本法(第11条第3項)                  | 障害者の日常生活を総合的に支援するための法律(第88条第1項)         | 児童福祉法(第33条の20第1項)                           |
| 国   | 障害者基本計画(第5次)<br>計画期間: R5年度～R9年度  | 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針 |                                             |
| 県   | 第6期熊本県障がい者計画<br>計画期間: R3年度～R8年度  | 第7期熊本県障がい福祉計画<br>計画期間: R6年度～R8年度        | 第3期熊本県障がい児福祉計画<br>計画期間: R6年度～R8年度           |
| 市   | 第3期菊池市障がい者計画<br>計画期間: R6年度～R11年度 | 第7期菊池市障がい福祉計画<br>計画期間: R6年度～R8年度        | 第3期菊池市障がい児福祉計画<br>計画期間: R6年度～R8年度           |

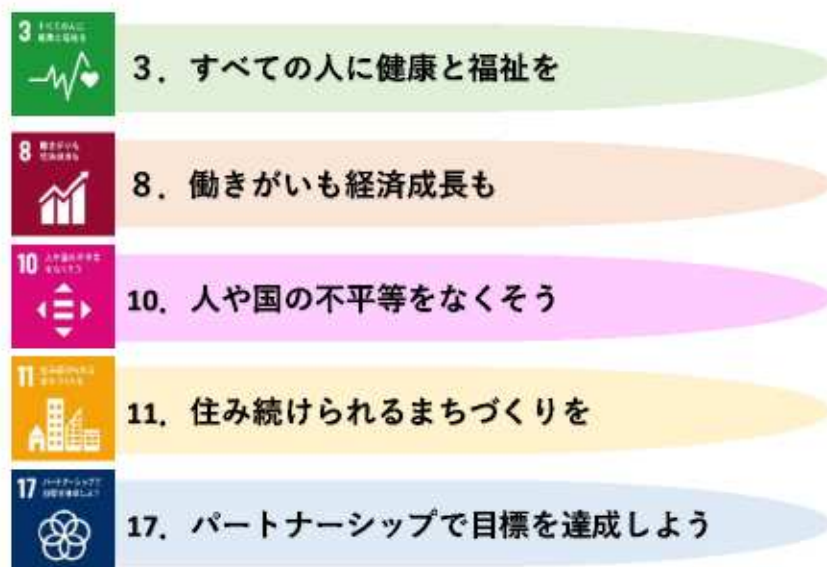
## (2) 他の行政計画との関係

本計画は、国及び熊本県の障がい者計画の主旨を踏まえ、菊池市総合計画、菊池市地域福祉計画、菊池市子ども・子育て支援事業計画、菊池市高齢者福祉計画など、他の障がい者施策に係わる諸計画との整合性が図られたものとします。



## (3) 本計画のSDG s 達成に関する位置づけ

「SDG s」は、2015 年 9 月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、持続可能な世界を実現するための 2030 年までの世界の開発目標です。本市においても、SDG s 達成に向けて様々な取り組みを進めており、本計画の内容が繋がる SDG s のゴールは、次のとおりとなっています。



### 3. 計画の対象者

本計画は、障がいのある人も障がいのない人も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支えながらくらすことができる「地域共生社会」の実現をめざすものであるため、障害者手帳の有無に関わらず、障がいや難病などがあるために日常生活又は社会生活を営むうえで、何らかの制限を受ける方や不自由な状態にある人だけでなく、市民や支援を行う人も含め、すべての人を対象とします。

### 4. 計画の期間

「第3期菊池市障がい者計画」は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間を計画期間とし、「第7期菊池市障がい福祉計画」及び「第3期菊池市障がい児福祉計画」は、国の指針に基づき令和6（2024）年度から令和8（2026）の3年間を計画期間とします。

| R3年度 | R4年度 | R5年度                        | R6年度                        | R7年度 | R8年度 | R9年度           | R10年度 | R11年度 |
|------|------|-----------------------------|-----------------------------|------|------|----------------|-------|-------|
|      |      |                             | ＜今回策定する計画＞                  |      |      |                |       |       |
|      |      | 第2期菊池市障がい者計画<br>基本理念と施策の方向性 | 第3期菊池市障がい者計画<br>基本理念と施策の方向性 |      |      |                |       |       |
|      |      |                             | ＜今回策定する計画＞                  |      |      |                |       |       |
|      |      | 第6期菊池市障がい福祉計画               | 第7期菊池市障がい福祉計画               |      |      | 第8期菊池市障がい福祉計画  |       |       |
|      |      |                             | ＜今回策定する計画＞                  |      |      |                |       |       |
|      |      | 第2期菊池市障がい児福祉計画              | 第3期菊池市障がい児福祉計画              |      |      | 第4期菊池市障がい児福祉計画 |       |       |

### 5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、保健・医療・福祉関係者、各種団体等で構成された「菊池市障害者計画等策定委員会」において、計画内容等について検討し、計画への意見の反映に努めました。

また、令和5年度に市内の障がい者を対象としたアンケート調査や障がい福祉団体を対象とした団体調査、計画素案に対する市民の意見を収集するパブリックコメントを行い、広く意見・要望等を把握し、計画への反映に努めました。

## 6 計画の進行管理

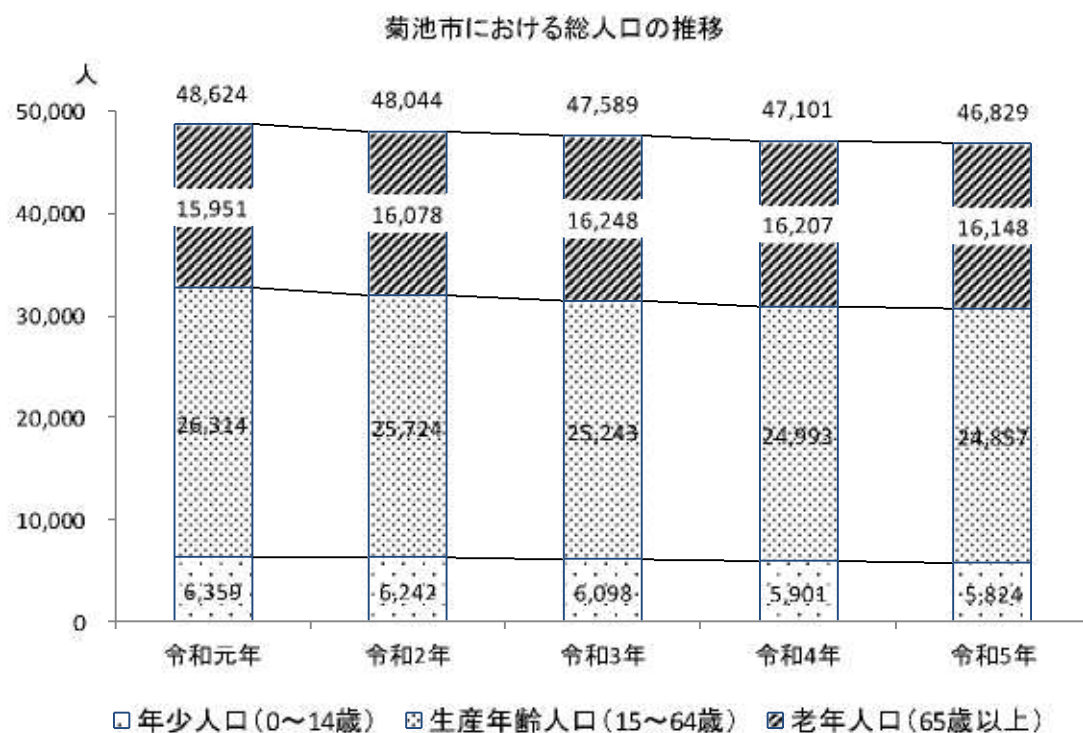
---

本計画の進行管理については、「菊池市障害者計画等策定委員会」との意見交換などにより、計画の進行状況の把握や見直しを検証し、効果的かつ適切な施策・事業の実施に努めます。

## 第2章 障がい者を取り巻く現状

### 1. 人口の推移

本市の総人口は年々減少傾向にあります。令和5年8月末現在の人口を年齢3区分別にみると、老年人口は令和3年まで増加していましたが、令和4年以降、減少に転じ、年少人口、生産年齢人口、老年人口のいずれも減少する本格的な人口減少局面に入っていることがうかがえます。

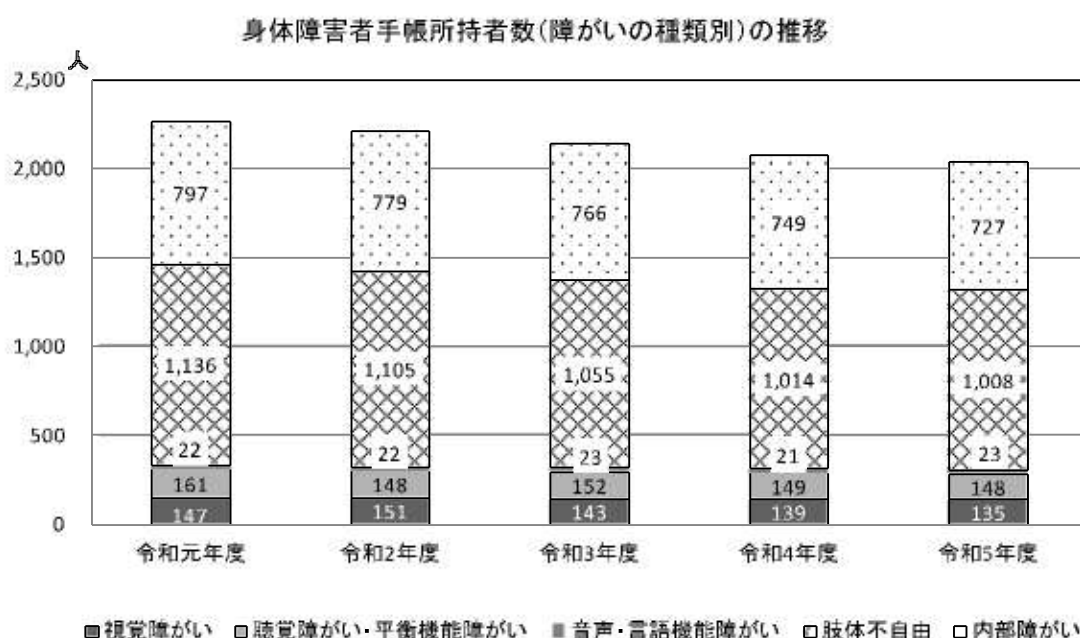


資料：市民課(各年9月末現在、令和5年度は8月末現在)

## 2. 手帳所有者等の推移

### (1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は年々減少傾向にあります。令和5年8月末現在の身体障害者手帳所持者数を障がいの種類別にみると、「肢体不自由」が1,008人で最も多く、次いで「内部障がい」(727人)、「聴覚・平衡機能障がい」(148人)、「視覚障がい」(135人)、「音声・言語機能障がい」(23人)となっています。



資料：福祉課(各年度3月末現在、令和5年度は8月末現在)

### ○身体障害者手帳所持者(等級)の推移

(人)

|    | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1級 | 700   | 669   | 665   | 652   | 634   |
| 2級 | 269   | 267   | 260   | 252   | 247   |
| 3級 | 327   | 318   | 310   | 303   | 299   |
| 4級 | 669   | 655   | 607   | 578   | 565   |
| 5級 | 167   | 166   | 163   | 160   | 164   |
| 6級 | 131   | 130   | 134   | 127   | 132   |
| 計  | 2,263 | 2,205 | 2,139 | 2,072 | 2,041 |

資料：福祉課(各年度3月末現在、令和5年度は8月末現在)

○身体障害者手帳所持者(年齢階層別)の推移

(人)

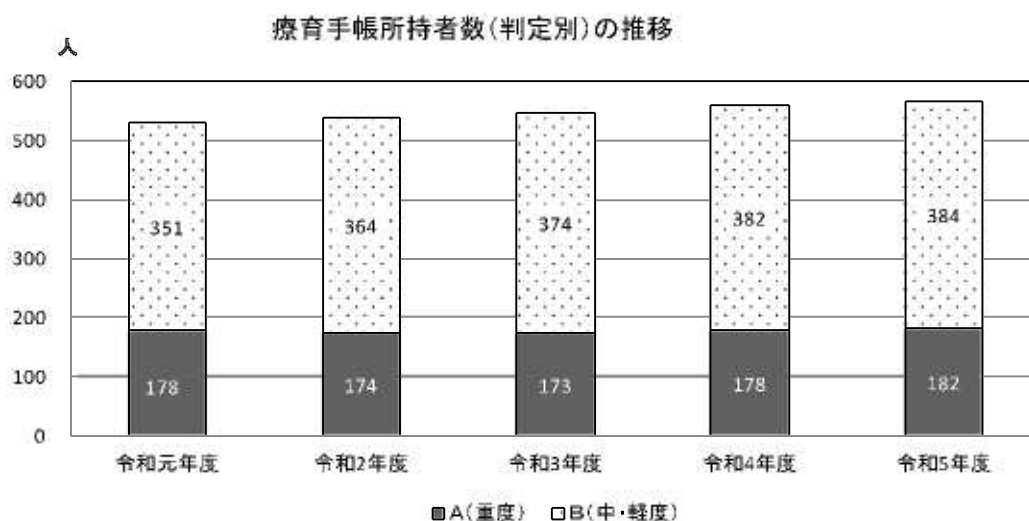
|        | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 18歳未満  | 30    | 30    | 28    | 24    | 23    |
| 18～64歳 | 505   | 483   | 462   | 460   | 449   |
| 65歳以上  | 1,728 | 1,692 | 1,649 | 1,588 | 1,569 |
| 計      | 2,263 | 2,205 | 2,139 | 2,072 | 2,041 |

資料: 福祉課(各年度3月末現在、令和5年度は8月末現在)

## (2) 療育手帳所持者数の推移

令和5年8月末現在の療育手帳所持者数は566人(「A判定」182人、「B判定」384人)となっており、総数は年々増加傾向にあります。

判定別構成比の推移でみると、各年度共「B判定」が「A判定」を上回り、その傾向が続いています。



資料: 福祉課(各年度3月末現在、令和5年度は8月末現在)

○療育手帳所持者(年齢階層別)の推移

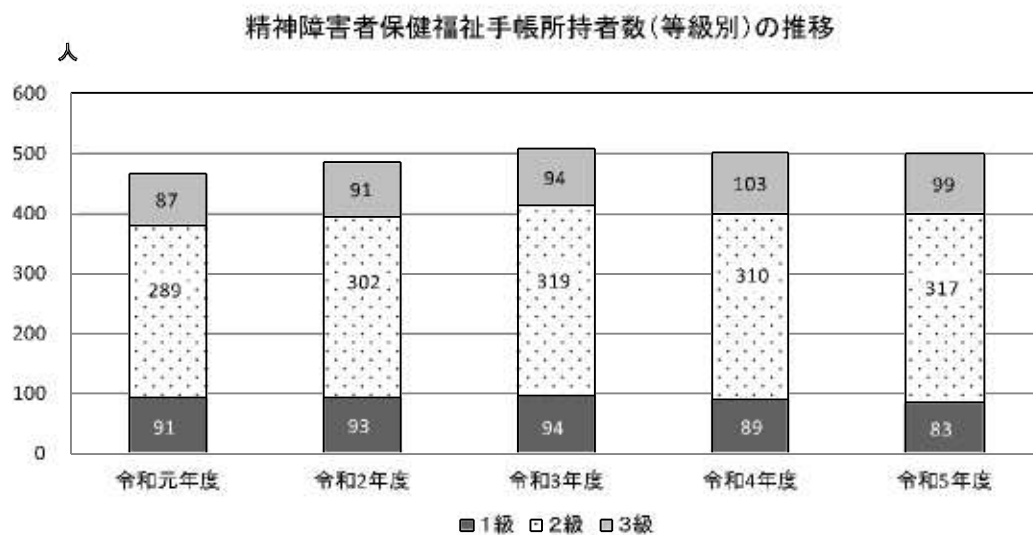
(人)

|        | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 18歳未満  | 144   | 145   | 148   | 150   | 156   |
| 18～64歳 | 323   | 326   | 337   | 344   | 340   |
| 65歳以上  | 62    | 67    | 62    | 66    | 70    |
| 計      | 529   | 538   | 547   | 560   | 566   |

資料: 福祉課(各年度3月末現在、令和5年度は8月末現在)

### (3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

令和5年8月末現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は499人（「1級」83人、「2級」317人、「3級」99人）となっており、総数は横ばい傾向にあります。等級別の推移をみると、2級が増加傾向にあります。



資料: 福祉課(各年度3月末現在、令和5年度は8月末現在)

○精神障害者保健福祉手帳所持者(年齢階層別)の推移

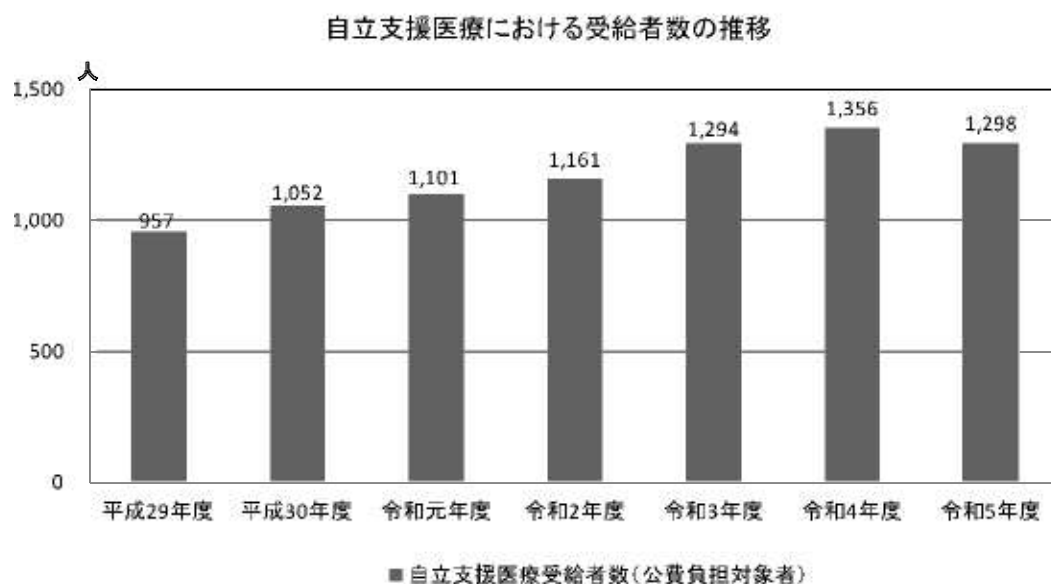
(人)

|        | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 18歳未満  | 11    | 11    | 11    | 13    | 13    |
| 18～64歳 | 310   | 325   | 345   | 354   | 356   |
| 65歳以上  | 146   | 150   | 151   | 135   | 130   |
| 計      | 467   | 486   | 507   | 502   | 499   |

資料: 福祉課(各年度3月末現在、令和5年度は8月末現在)

#### (4) 自立支援医療受給者数の推移

自立支援医療の受給者数（公費負担対象者）は、年々増加し令和4年度の1,356人が最も多くなっています。令和5年度は1,298人ですが、8月末現在の実績です。

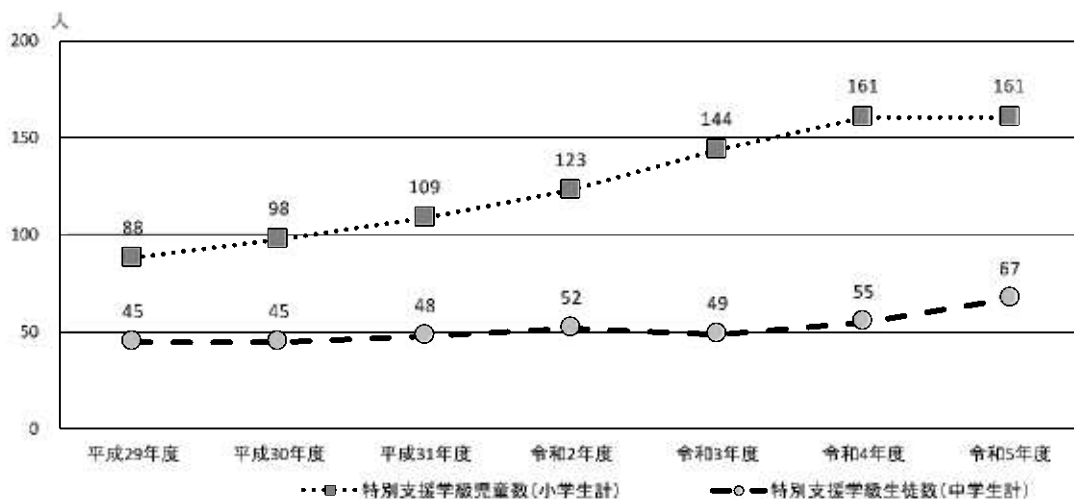


資料：福祉課（各年度3月末現在、令和5年度は8月末現在）

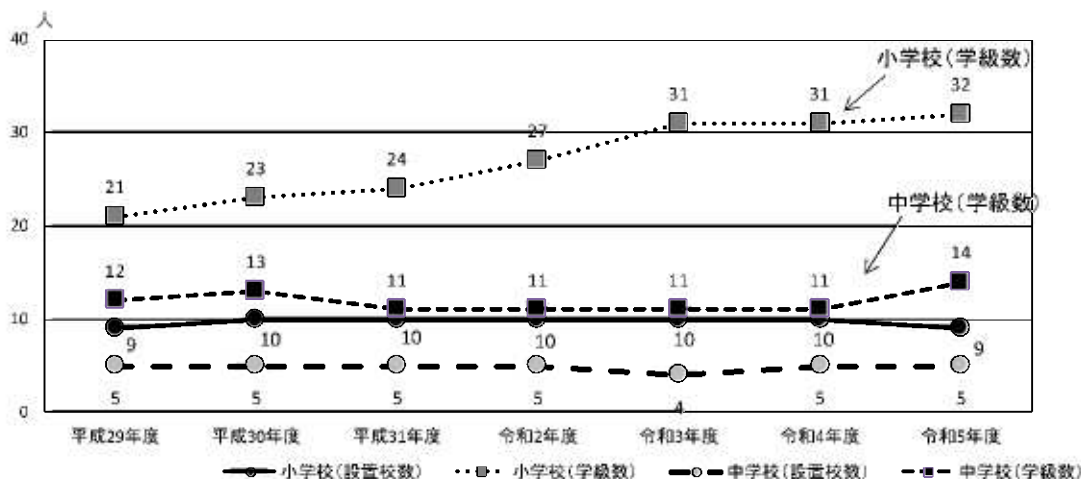
## (5) 特別支援学級児童・生徒数等の状況

小学生の特別支援学級児童数は、令和4年度まで増加傾向にあります。また、小学校の特別支援学級数も令和3年度まで増加傾向が認められます。

○特別支援学級児童・生徒数の推移



○特別支援学級数の推移



○保育所、幼稚園、認定子ども園における障がい児の在籍状況(令和5年4月1日現在)

(人)

|         | 1歳未満 | 1歳  | 2歳  | 3歳  | 4歳  | 5歳  | 計     |
|---------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 在籍児童数   | 142  | 294 | 305 | 353 | 354 | 372 | 1,820 |
| 在籍障がい児数 | 1    | 1   | 5   | 19  | 28  | 36  | 90    |

1.手帳の交付を受けている児童

資料:子育て支援課

2.児童通所サービス利用児童(医師又は心理士から発達障害等に関する何らかの診断・意見を受けている児童)

○特別支援学校在籍状況(令和5年8月末、義務教育)

(人)

|           | 小学部 | 中学部 | 計  |
|-----------|-----|-----|----|
| 熊本壘学校     | 2   | 0   | 2  |
| かもと福田支援学校 | 5   | 1   | 6  |
| 菊池支援学校    | 7   | 11  | 18 |
| 黒石原支援学校   | 3   | 2   | 5  |
| 大津支援学校    | 2   | 2   | 4  |
| 合 計       | 19  | 16  | 35 |

資料:学校教育課

○放課後児童クラブにおける障がい児の在籍状況(令和5年8月末)

(人・箇所)

|         | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 6年生 | 計   |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 在籍児童数   | 194 | 173 | 111 | 84  | 38  | 10  | 610 |
| 在籍障がい児数 | 8   | 9   | 5   | 9   | 1   | 1   | 33  |
| 在籍箇所数   | 7   | 6   | 3   | 6   | 1   | 1   |     |

1.手帳の交付を受けている児童

資料:子育て支援課

2.医師から発達障がい等に関する何らかの診断を受けている児童

○児童通所サービスの利用者数の推移(R5年度は8月末時点の数値)

(人)

| (利用者実人数)   | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 児童発達支援     | 75     | 82    | 93    | 97    | 83    |
| 放課後等デイサービス | 138    | 138   | 153   | 177   | 183   |
| 保育所等訪問支援   | 14     | 14    | 23    | 35    | 32    |

1.手帳の交付を受けている児童

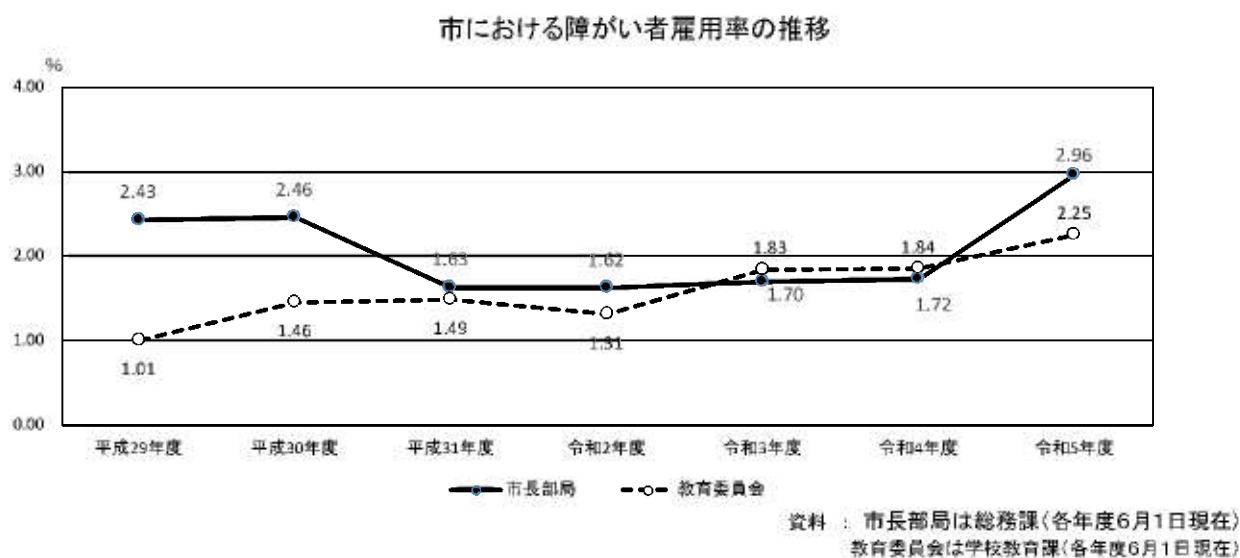
資料:福祉課

2.児童通所サービス利用児童(医師又は心理士から発達障害等に関する何らかの診断・意見を受けている児童)

### 3. 障がい者に係る統計

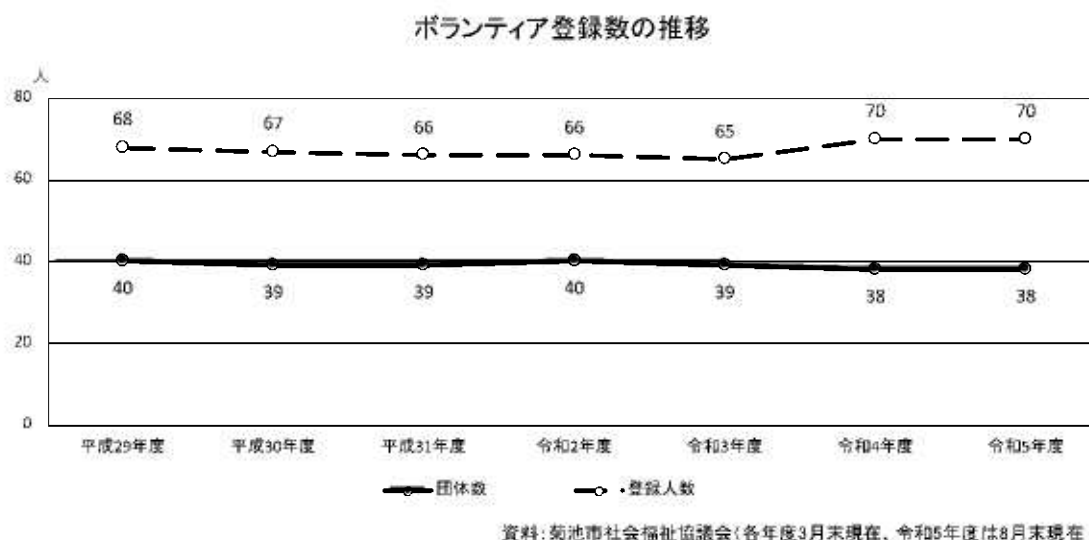
#### (1) 市における障がい者雇用率の推移

市長部局の障がい者雇用率は、平成31年度から令和4年度まで1%台で推移していましたが、令和5年6月現在は2.96%に上昇しています。教育委員会の雇用率は平成29年度から徐々に上昇し令和5年度2.25%となっています。



#### (2) ボランティア登録人数の推移

菊池市におけるボランティア登録人数の推移をみると、令和5年8月末における団体登録数は38団体、個人登録数は70人となっており、団体数、登録者数のいずれも横ばい傾向にあります。



## 4. アンケート調査結果にみる障がい者等の状況

今回の計画策定にあたって実施した、市内の障がいのある方及び障がい福祉団体を対象としたアンケート調査の分析結果からみた障がい者の実態について以下にまとめました。

### (1) 福祉に関するアンケート調査

#### ① 調査概要

##### ○ 調査目的

障がい者の福祉サービスに関する意識・意向や福祉サービスの利用実態などを把握し、計画策定や計画推進に活用する。

##### ○ 調査対象

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者等の内から 1,500 人を無作為抽出

##### ○ 調査期間

令和5年9月22日（金）～10月13日（金）  
※10月25日到着分までデータに反映

##### ○ 調査方法

郵送による配布、郵送及びwebによる回答

##### ○ 回収結果

622 件（有効回収率 41.5%）、うち WEB による回答は 81 件

#### <回答者属性>

##### □ 性別

|     | 度数  | %     |
|-----|-----|-------|
| 男性  | 332 | 53.4  |
| 女性  | 279 | 44.9  |
| 無回答 | 11  | 1.8   |
| 合計  | 622 | 100.0 |

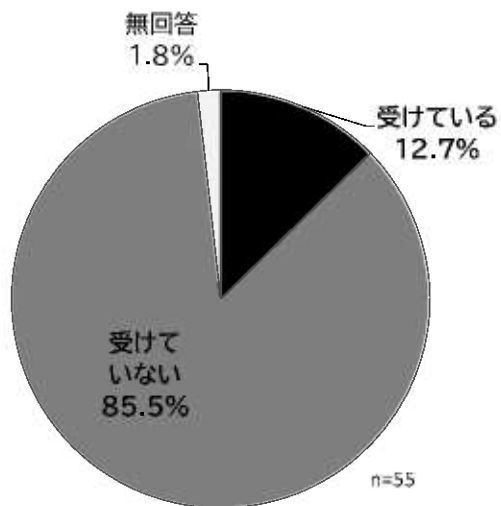
##### □ 障がいの状況（お手持ちの手帳や障がいについて／複数回答）

| n=622 | 度数  | %    |
|-------|-----|------|
| 身体障害  | 408 | 65.6 |
| 知的障害  | 164 | 26.4 |
| 精神障害  | 102 | 16.4 |
| 無回答   | 65  | 10.5 |

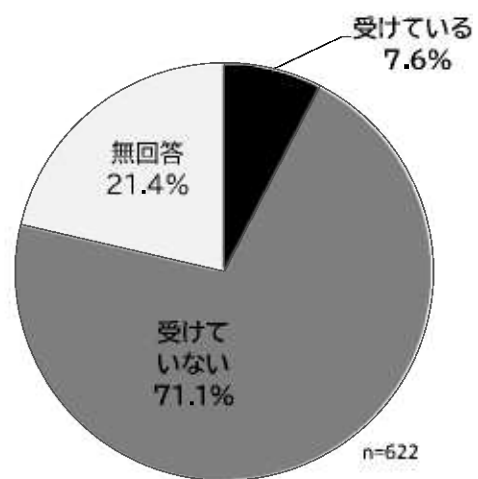
□ 年齢別

|         | 度数  | %     |
|---------|-----|-------|
| 0～18歳未満 | 55  | 8.8   |
| 18～64歳  | 240 | 38.6  |
| 65歳以上   | 314 | 50.5  |
| 無回答     | 13  | 2.1   |
| 合計      | 622 | 100.0 |

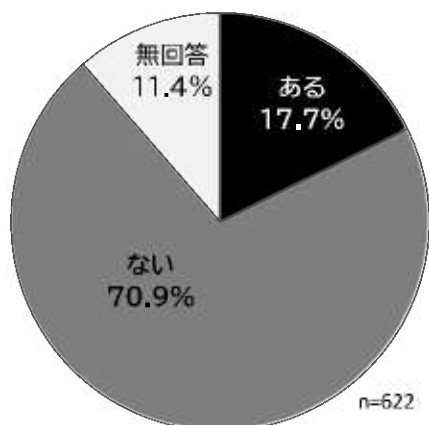
□ 重症心身障がい者の認定



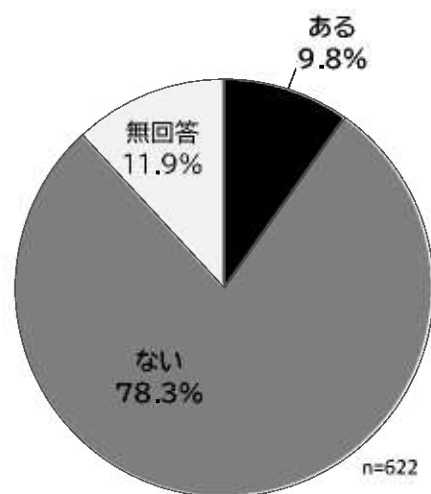
□ 指定難病の認定



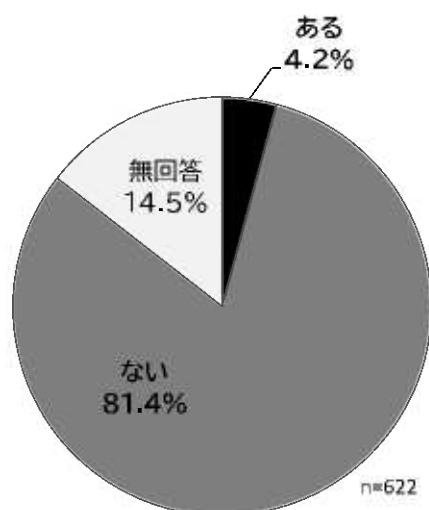
□ 発達障がいとしての診断



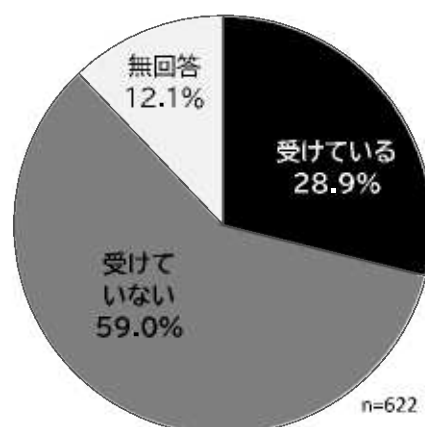
□ 強度行動障がいがあると言われた方



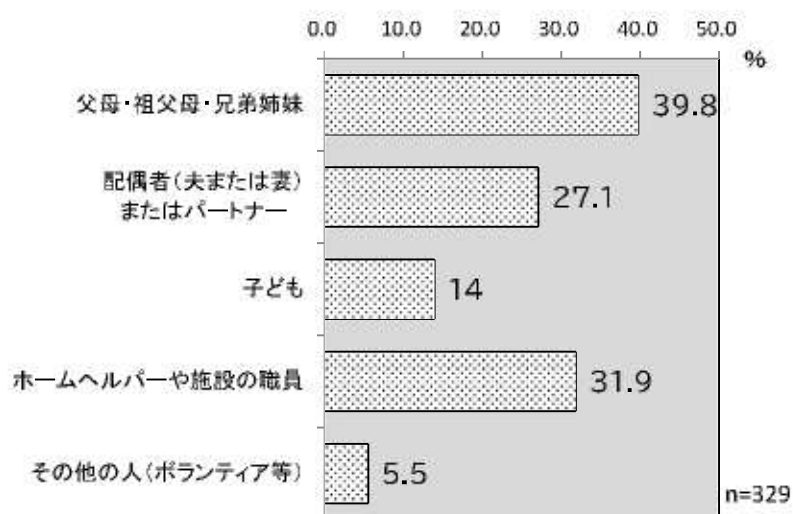
□ 高次脳機能障がいとしての診断



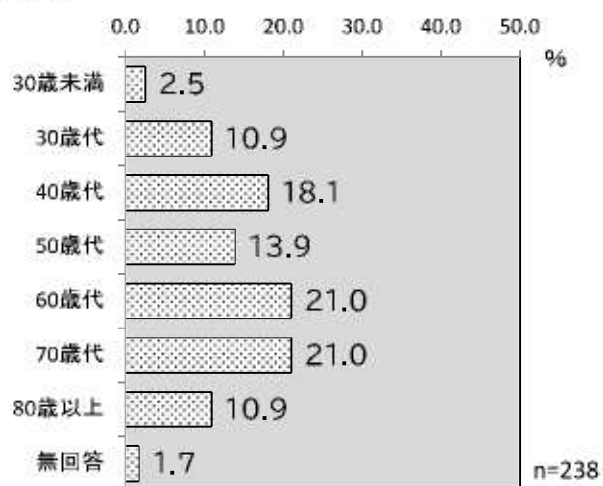
□ 医療的ケアを受けている



□ 主に支援をしている方



□ 主に支援をしている方の年齢

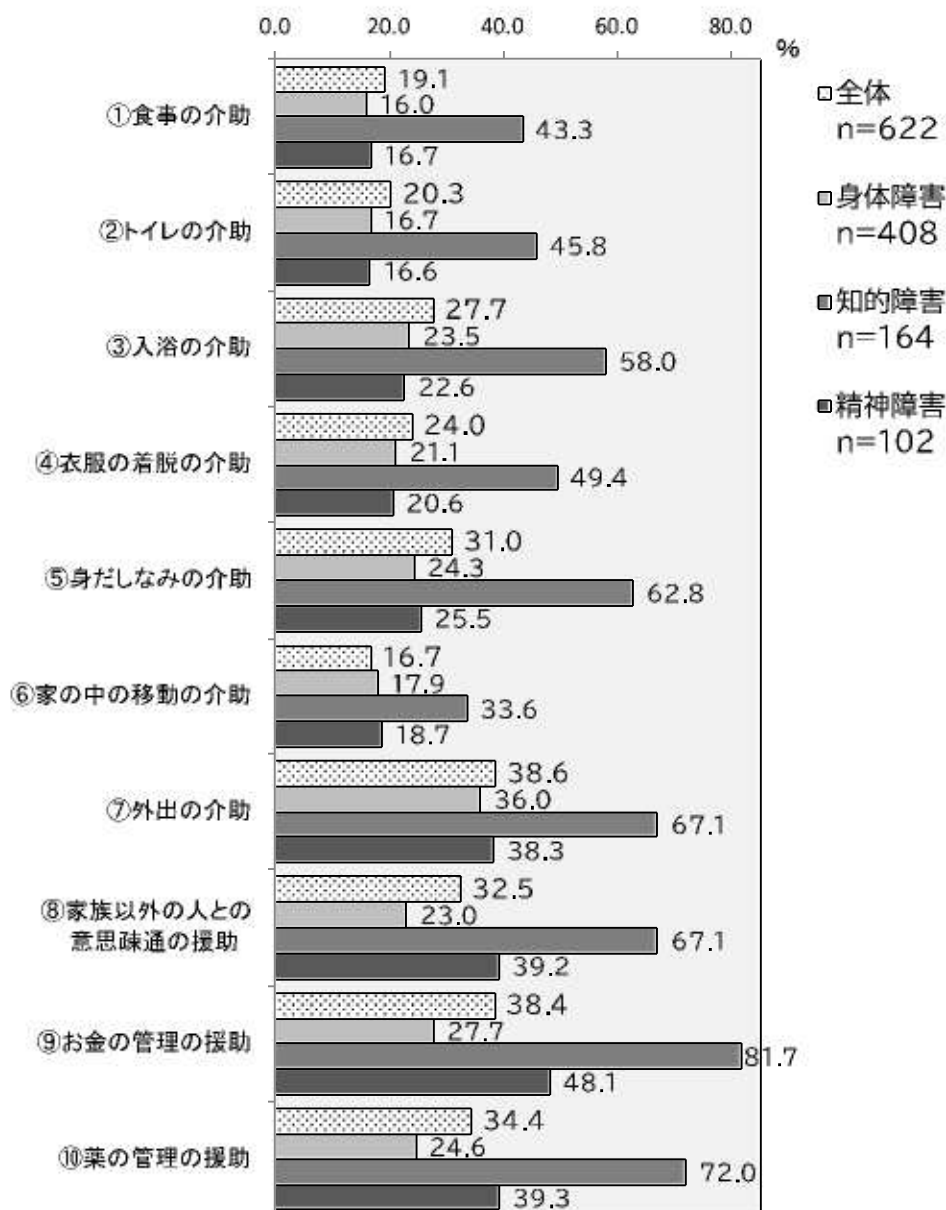


## ② 調査結果

### 1) 日常生活に必要な支援について（日常生活自立度）

日常生活の介助について、自分でできず介助が必要であるとの回答が多い項目は、「外出の介助」「お金の管理」「薬の管理」となっており、障がい状況別でみると「療育手帳」所持者の方で介助が必要であるとの回答が多くなっています。

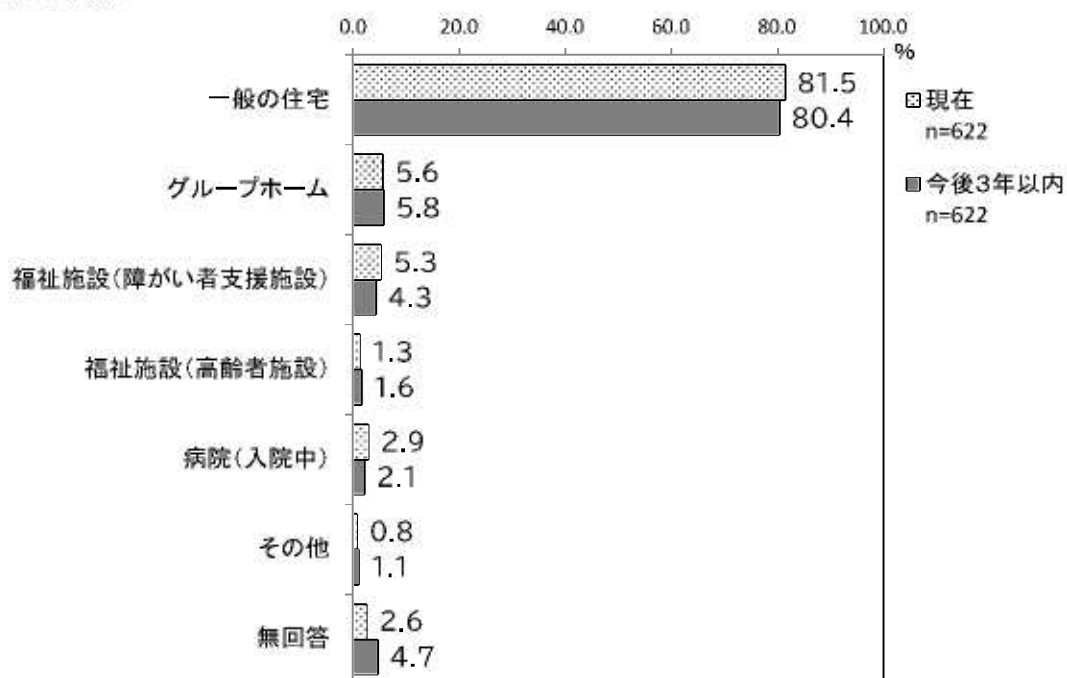
【障がい状況別にみた「できない(介助が必要)」の回答率】



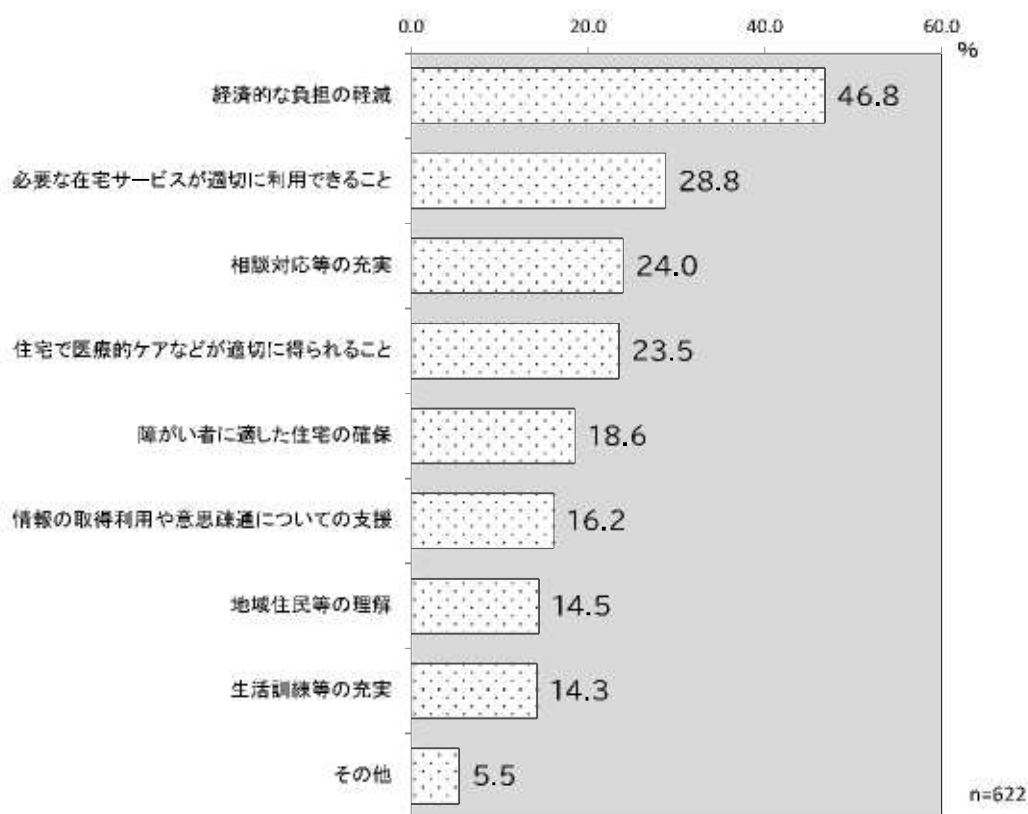
## 2) 日常の暮らしについて

- ・現在、「暮らしている場所」と「今後3年以内に暮らしたい場所」については、大きな差はなく、希望する暮らしを送るために必要な支援では、「経済的な負担の軽減」「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が多くなっています。
- ・外出の頻度について、「外出していない（「まったく」＋「めったに」）」の方が17.7%あり、年齢別で『19歳以上』の方の割合が多くなっています。
- ・外出の目的については、「買い物に行く」「医療機関への受診」「通勤・通学・通所」が多くなっています。
- ・外出時の困りごとは、「公共交通機関（バス・電車など）が少ない」「困ったときにどうすればよいのか心配」「外出にお金がかかる」をあげる方が多く、「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」所持者では「困ったときにどうすればよいのか心配」が多くなっています。

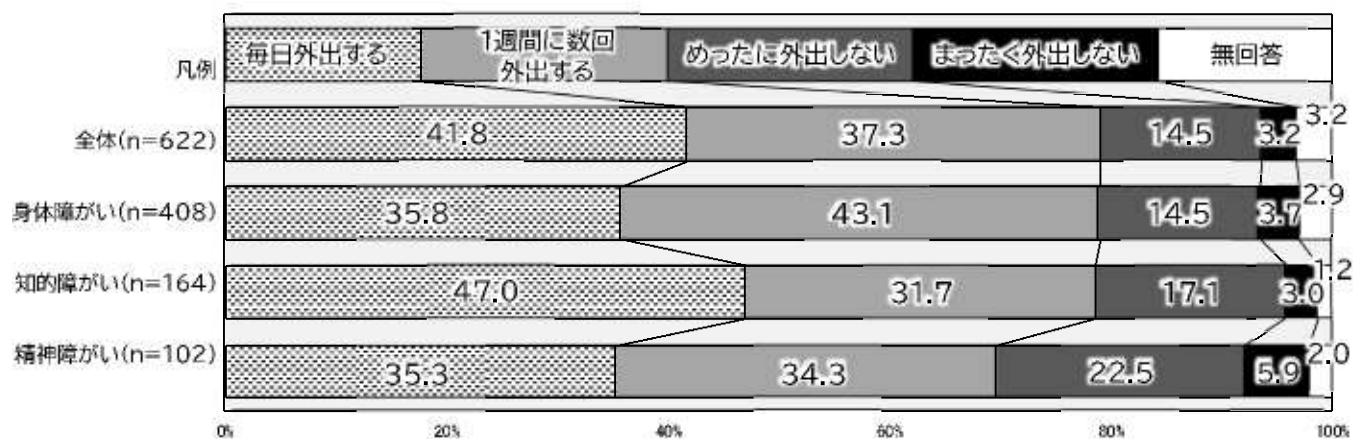
【暮らしている場所と今後3年以内に暮らしたい場所】  
＜単純集計＞



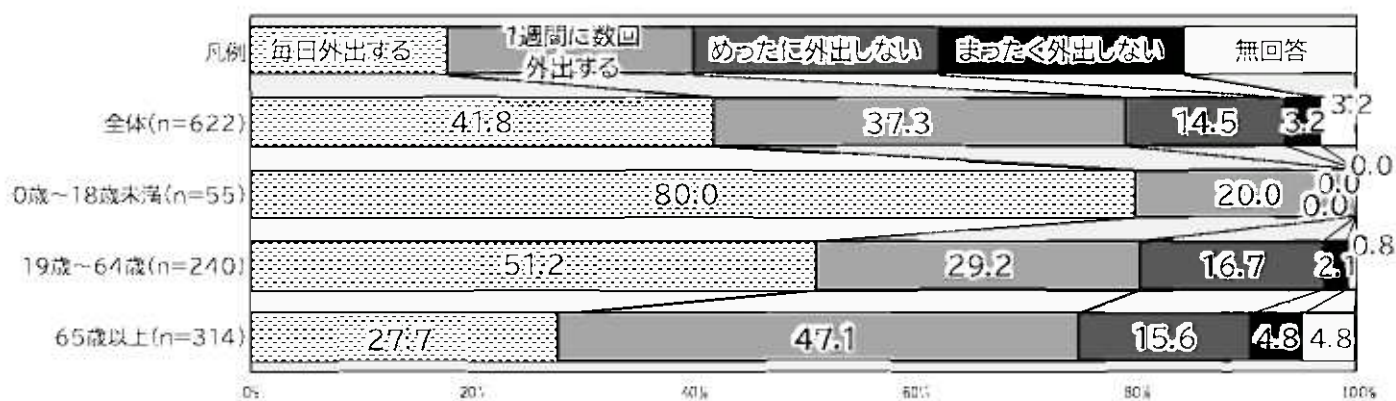
【希望する暮らしを送るためには、どのような支援があれば良いと思いますか】＜複数回答＞



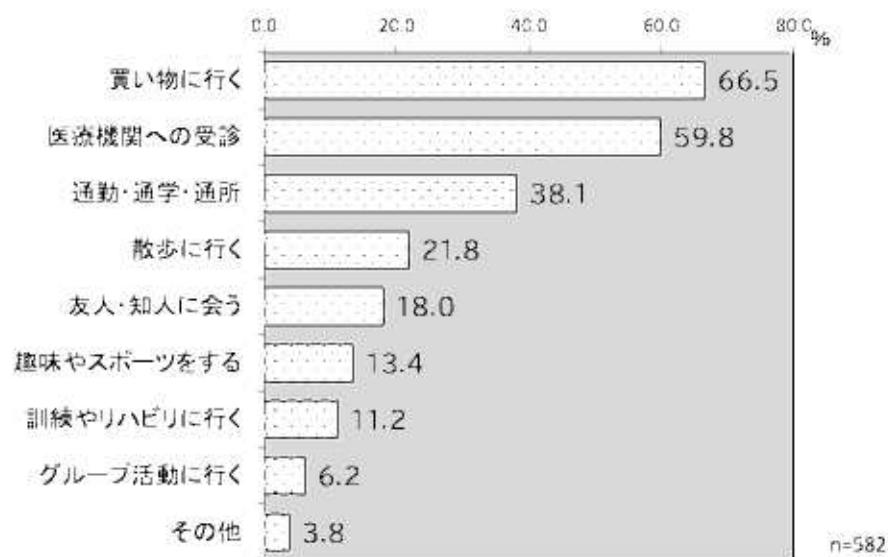
【あなたは1週間にどの程度外出しますか】＜障がい状況別＞



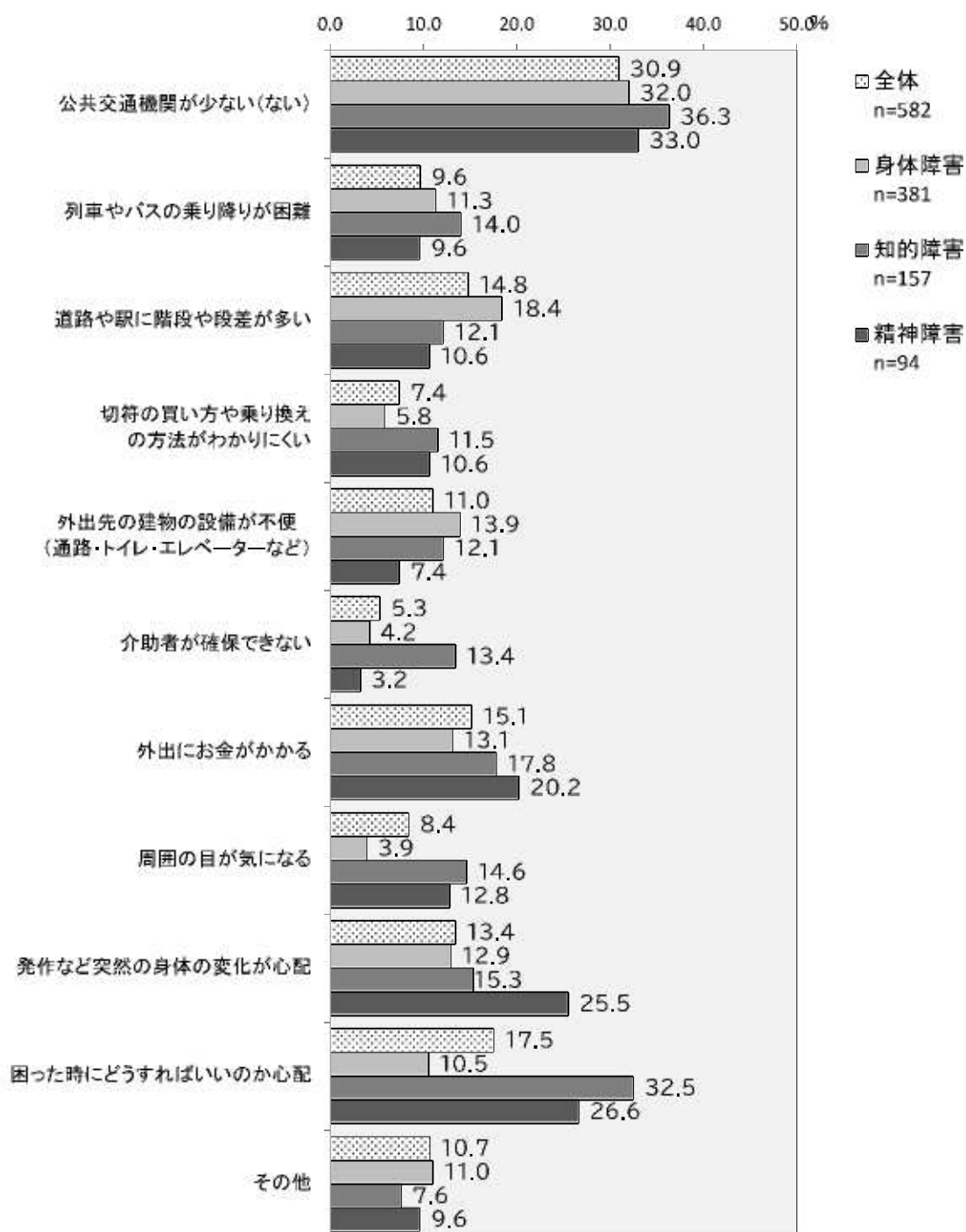
【あなたは1週間にどの程度外出しますか】＜年齢別＞



【あなたはどのような目的で外出することが多いですか】＜※外出している回答者対象＞



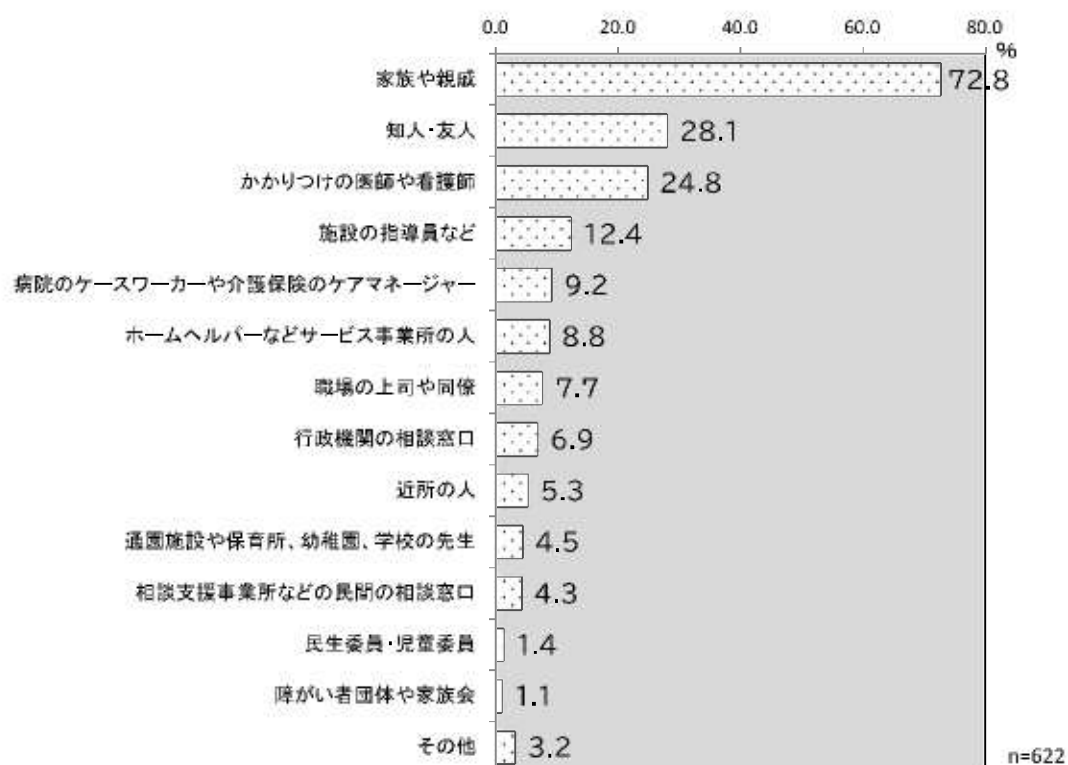
【あなたが外出する時に困ることは何ですか】＜障がい状況別＞



### 3) 困りごとの相談について

悩みや困ったことの相談先は、「家族や親せき」が72.8%を占めており、次いで、「知人・友人」「かかりつけの医師や看護師」となっています。

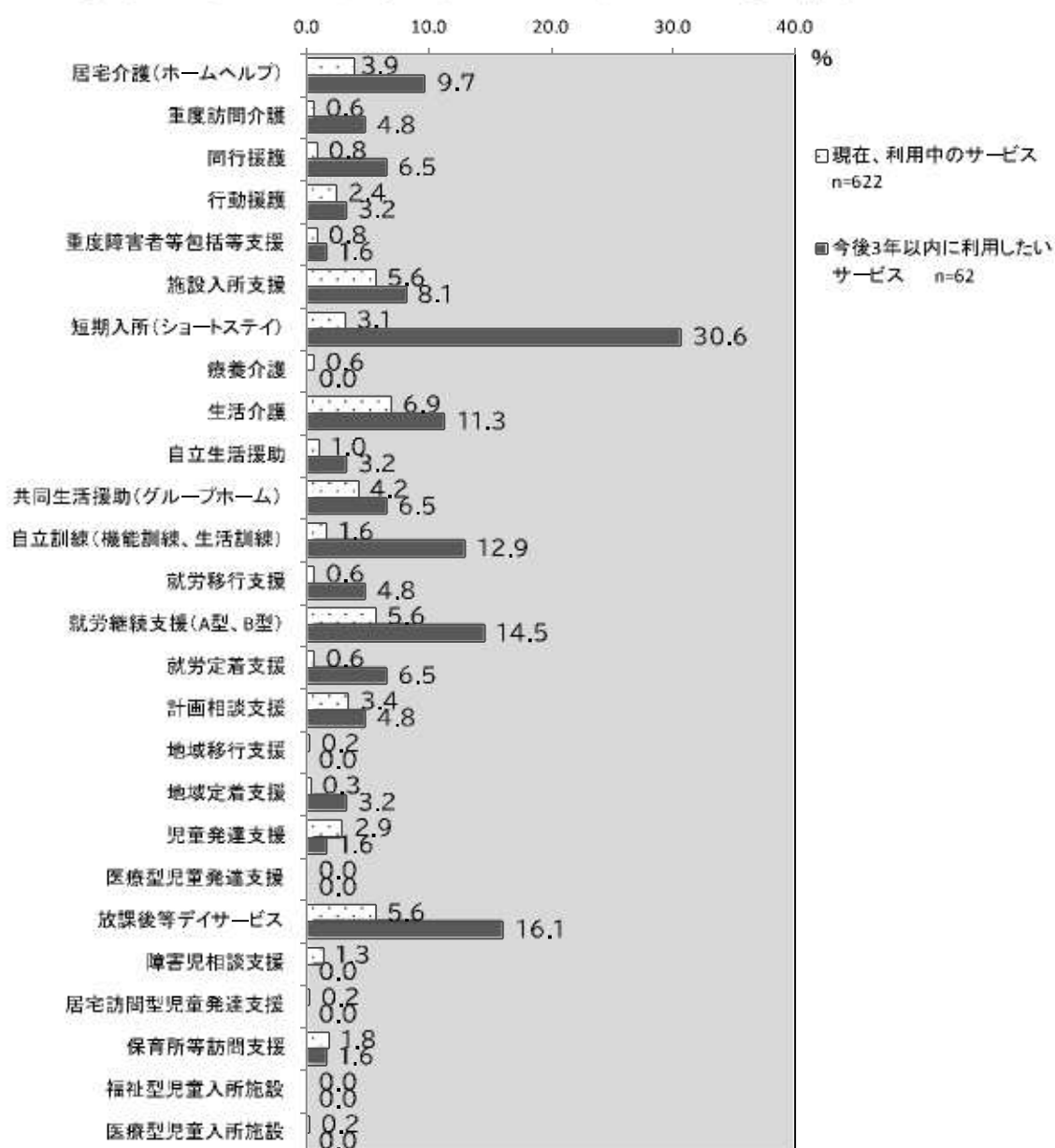
【普段、悩みや困ったことをどなたに相談していますか】＜複数回答＞



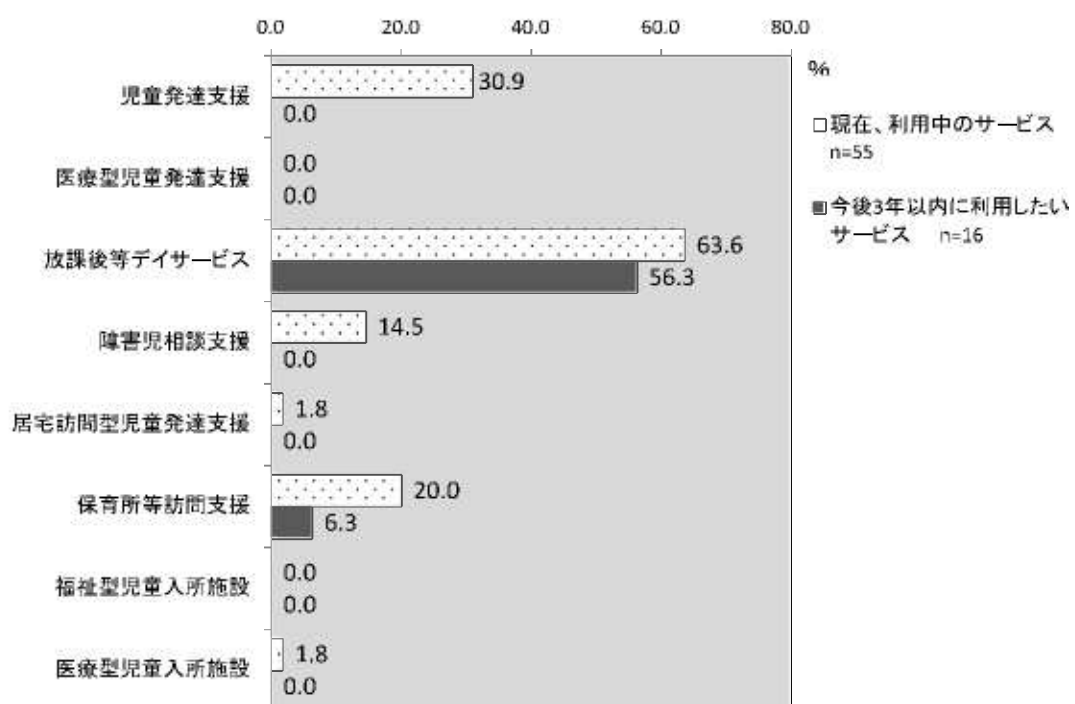
#### 4) 障害福祉サービスについて

- ・障害福祉サービスのうち、「利用している」との回答が多いサービスは「生活介護（6.9%）」「施設入所支援（5.6%）」「就労継続支援（A型、B型）」（5.6%）」「放課後等デイサービス」（5.6%）となっていますが、「現在、利用中のサービス」の割合がすべて1割以下となっています。
- ・障害福祉サービスのうち、今後3年以内に利用したいサービスは「短期入所」（30.6%）」「放課後等デイサービス」（16.1%）」「就労継続支援（A型、B型）」（14.5%）」「自立訓練（12.9%）」「生活介護（11.3%）」となっています。
- ・障がい児対象サービス（対象年齢18歳未満に限定して集計）については、「放課後等デイサービス（63.6%）」「児童発達支援（30.9%）」が多くなっています。今後3年以内に利用したいサービスでは、「放課後等デイサービス（56.3%）」「保育所等訪問支援（6.3%）」の順となっています。

【現在利用中のサービス、今後3年以内に利用予定のサービス】＜単純集計＞



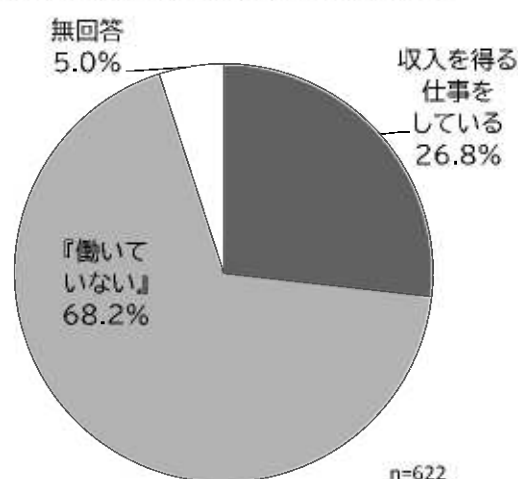
【現在利用中のサービス、今後3年以内に利用予定のサービス】＜18歳未満、単純集計＞



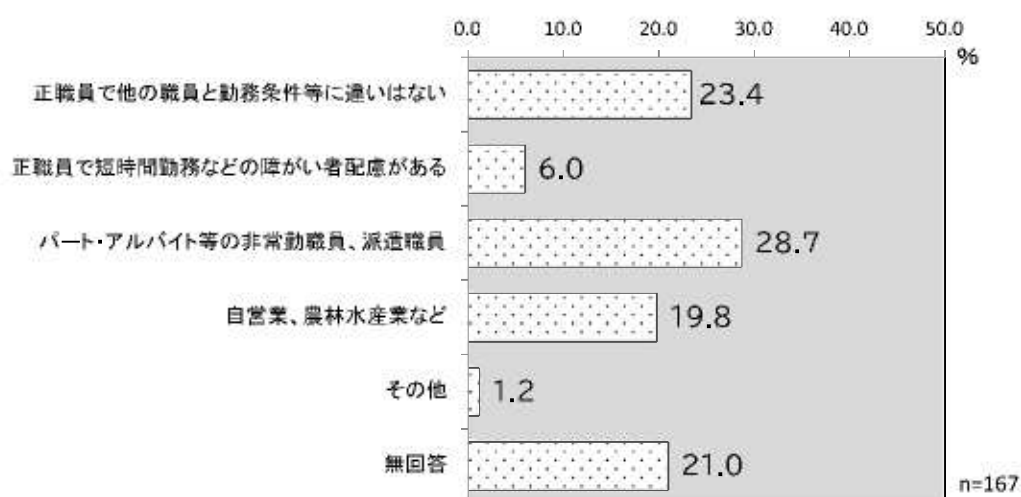
## 5) 就労について

- ・現在、「収入を得る仕事をしている」方は 26.8%、『働いていない』方は 68.2%となっており、働いている方の就労形態は、「パートタイムやアルバイト」28.7%、「正職員」23.4%が多くなっています。
- ・今後、「収入を得る仕事をしたい」方は 35.7%、このうち「職業訓練などを受けたい」は 35.7%となっています。
- ・障がい者の就労支援で必要なこととしては、「職場の障がい者理解」が 43.4%と最も多く、次いで「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が 42.3%となっています。

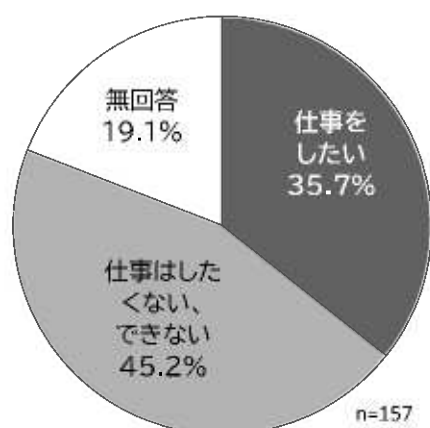
【会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている】＜単純集計＞



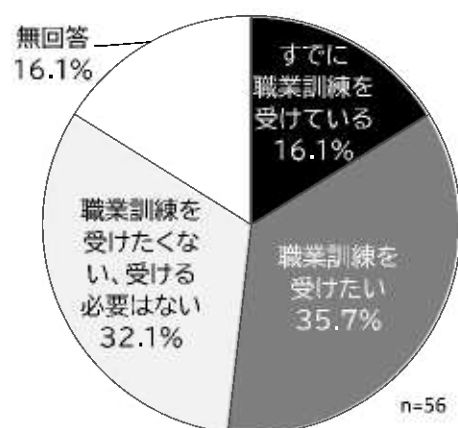
【あなたはどのような形態で働いていますか】＜単純集計 ※「働いている」を回答した方＞



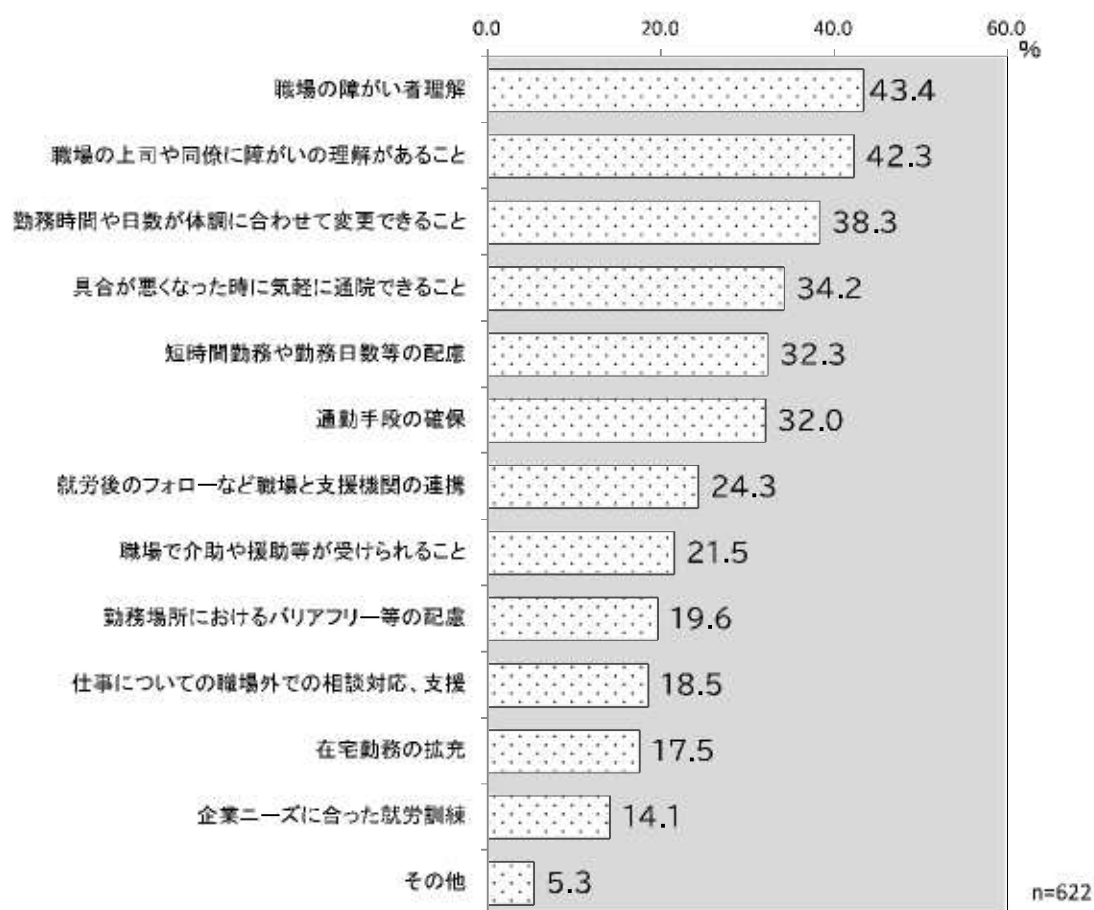
【あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか】＜単純集計＞



【収入を得る仕事をするために、職業訓練などを受けたいと思いますか】＜単純集計＞



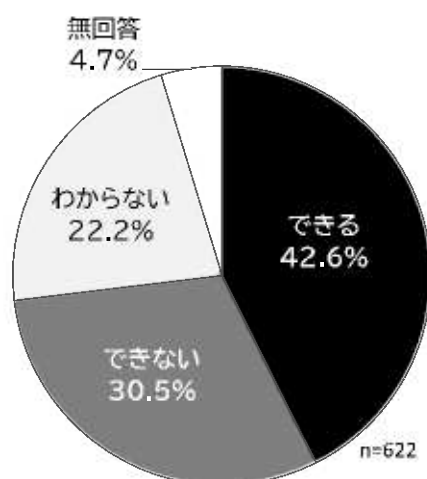
【障がい者の就労を支援するために、どのようなことが必要だと思いますか】＜複数回答＞



## 6) 災害時の避難について

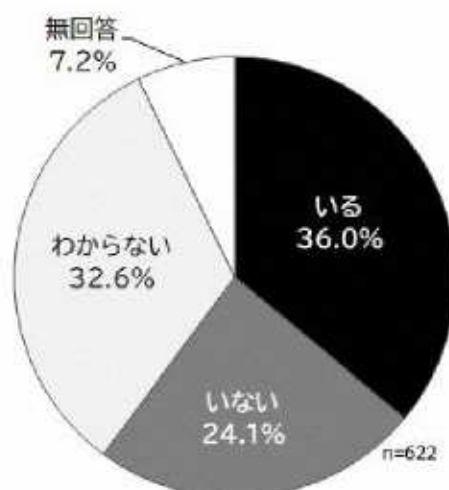
- ・ 火事や地震等の災害時に一人で避難「できる」方は 42.6%、「できない」方は 30.5% となっており、災害時、家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人が「いる」方は 36.0%、「いない」方は 24.1%となっています。
- ・ 火事や地震等の災害時に不安に感じることは、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」「投薬や治療が受けられない」「安全なところまで、迅速に避難することができない」の回答が多くなっています。
- ・ 障がい状態別では、「療育手帳」所持者では、他の障がい状況の人と比べ「周囲とコミュニケーションがとれない」「安全なところまで、迅速に避難することができない」など情報、コミュニケーションに関する不安が多くなっています。

【あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか】＜単純集計＞

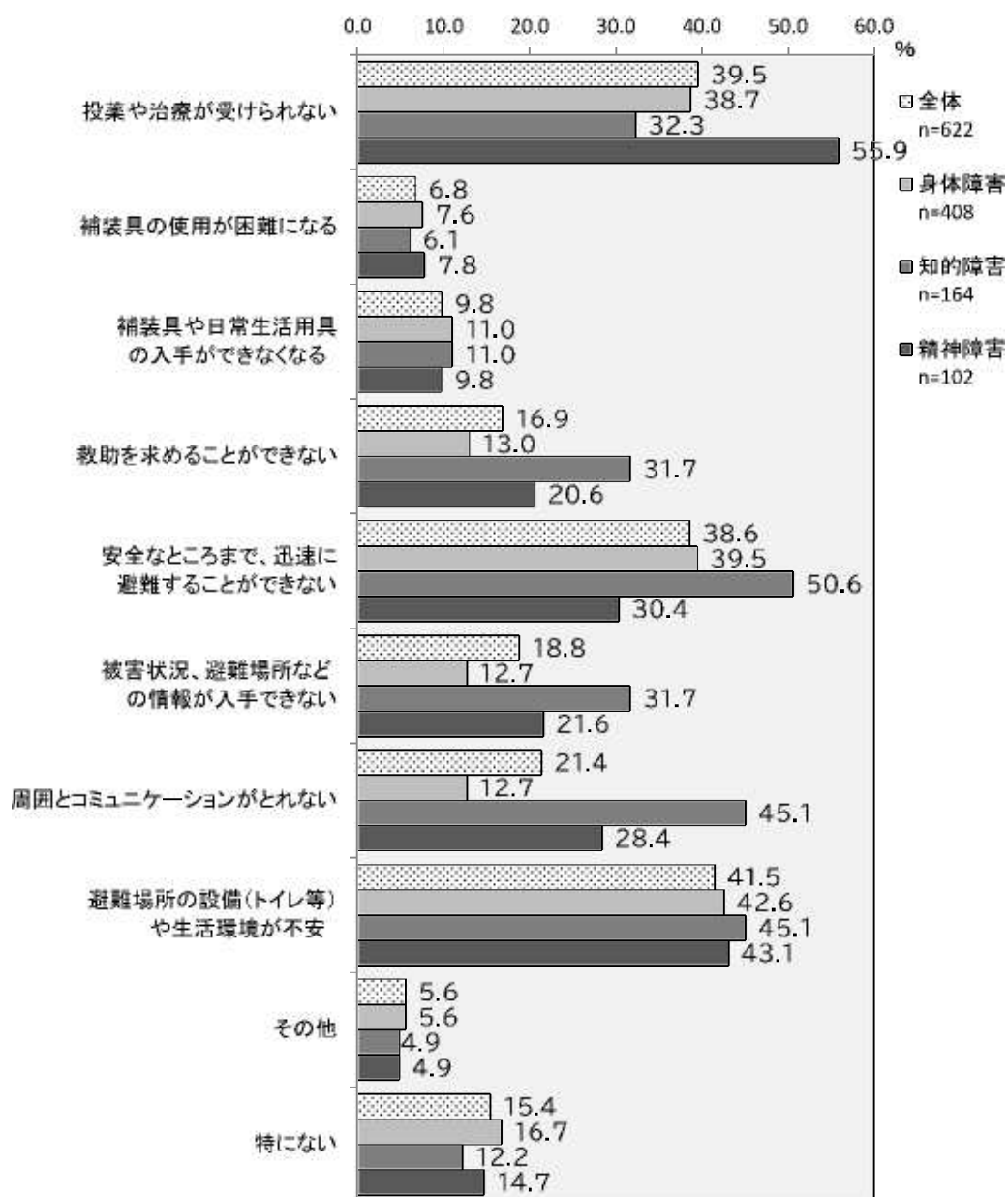


【家族の不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか】

＜単純集計＞



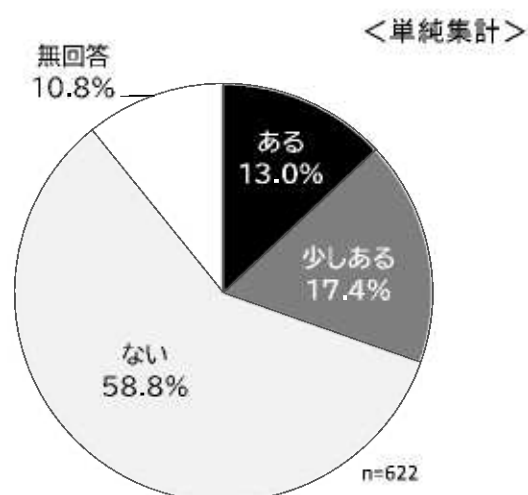
【火事や地震等の災害時に不安に感じることは何ですか】＜障がい状態別＞



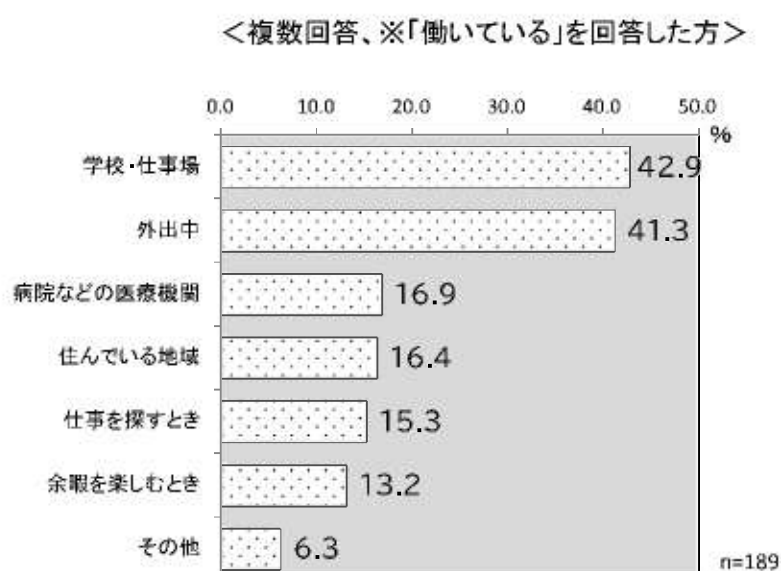
## 7) 権利擁護について

- ・障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことが「ある」方が13.0%、「少しある」方が17.4%となっており、差別や嫌な思いをした場所は、「学校・仕事場」「外出中」の回答が多くなっています。
- ・成年後見制度については、「名前も内容も知っている」方が34.2%、「名前も内容も知らない」方が26.7%となっています。

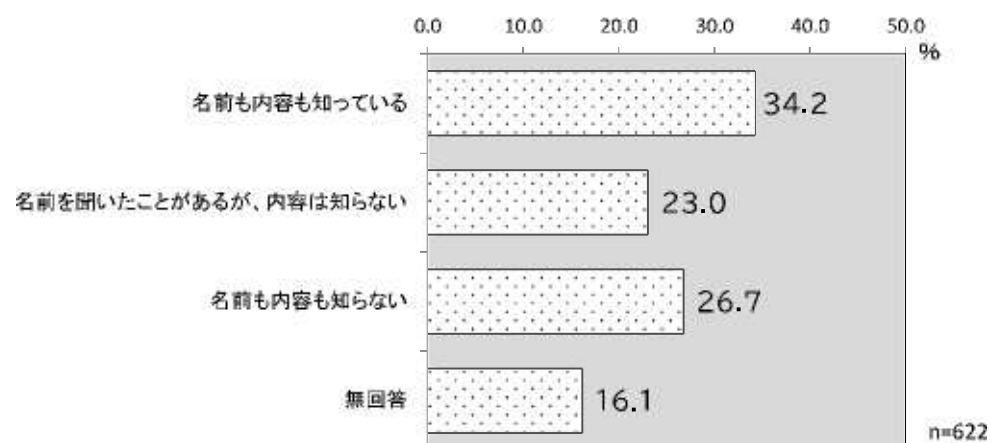
【あなたは障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか】



【どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか】



【成年後見制度についてご存じですか】＜単純集計＞



## (2) 障害福祉サービス提供事業所を対象としたアンケート調査

### ① 調査概要

#### ○ 調査目的

障がいのある方々に対する福祉及びその取組み、サービスについて今後の意向やニーズ、意見等を把握し、計画の策定・推進に活用する。

#### ○ 調査対象

障がいのある方々に障害福祉サービス等を提供されている 49 団体・事業者

#### ○ 調査期間

令和 5 年 9 月 22 日（金）～10 月 13 日（金）

※10 月 25 日到着分までデータに反映

#### ○ 調査方法

郵送による配布・回収、一部電子メールでの回収

#### ○ 回収結果

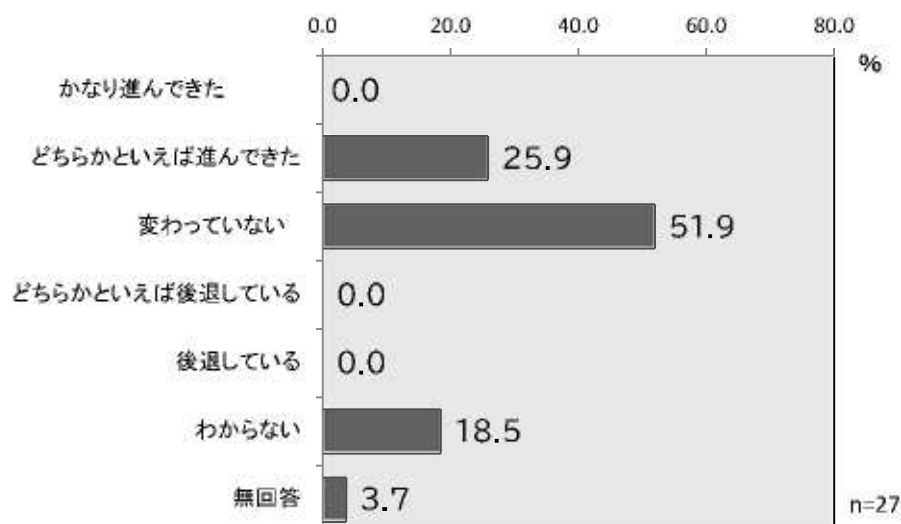
27 件（有効回収率 55.1%）

### ② 調査結果

#### 1) 3 年前の計画策定時と比べた障がいのある方に対する配慮や工夫の進み具合

「どちらかといえば進んできた」と「かなり進んできた」を合わせた『進んできた』は 25.9%となっています。「どちらかといえば後退している」と「後退している」はいずれも 0%となっています。

【3 年ほど前と比べて、地域社会の中で障がいのある方に対する配慮や工夫が進んできたと思いますか】＜単純集計＞



## 2) 事業所の運営に関する課題

「職員の確保」が88.9%と最も高く、これに「施設・設備の改善」40.7%、「報酬単価」37.0%が続いています。

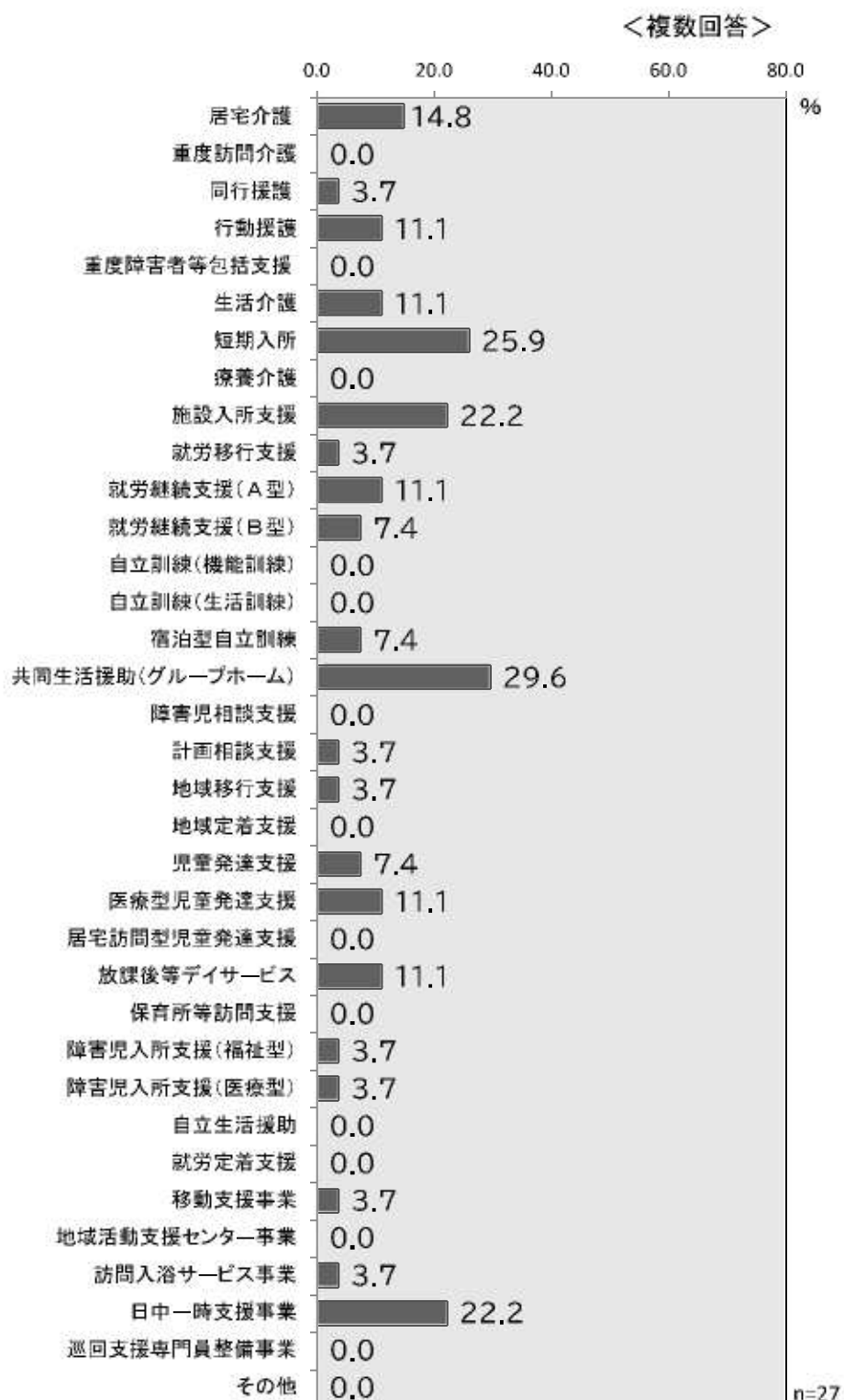
【貴事業所の運営に関して課題となっていることがありますか】＜複数回答＞



### 3) 利用者から望む声は多いが、不足していると感じられる事業

「共同生活援助（グループホーム）」の29.6%が最も高く、これに「短期入所」の25.9%、「施設入所支援」の22.2%が続いています。

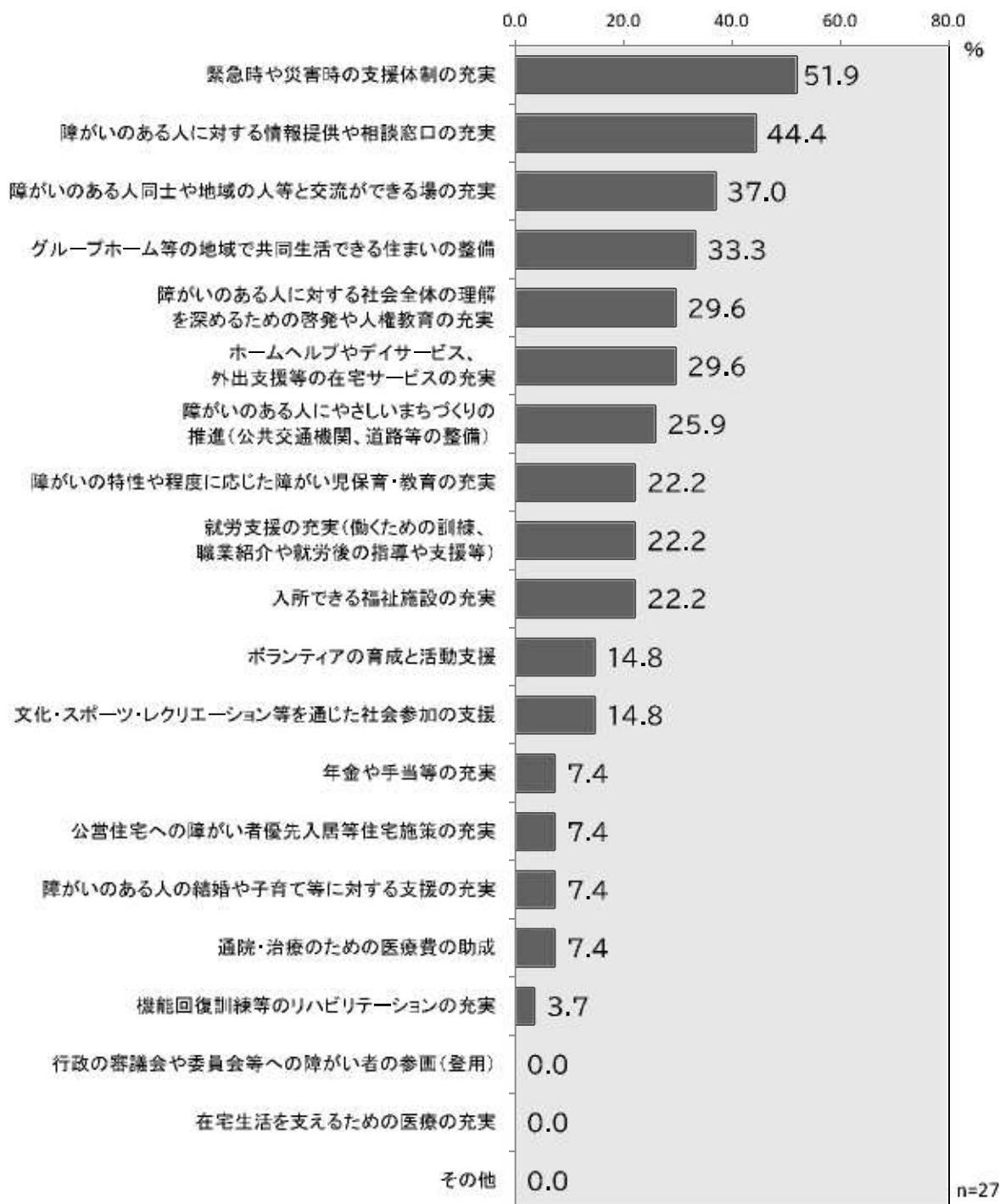
【利用者から望む声は多いが、不足していると感じられる事業はありますか】



#### 4) 行政が充実すべきこと

「緊急時や災害時の支援体制の充実」の51.9%が最も高く、これに「障がいのある人に対する情報提供や相談窓口の充実」の44.4%、「障がいのある人同士や地域の人等と交流ができる場の充実」の37.0%が続いています。

【障がいのある人にとって暮らしやすいまちにするために、行政(国・県・市)はどのようなことをさらに充実すべきだと思いますか】<複数回答>



## 5. 障がい者施策に関する重点課題

アンケート調査の結果並びに国、県の動向、本市の障がい者施策に関する取り組み状況を踏まえ、菊池市の障がい者施策の重点課題について以下にまとめました。

### 重点課題（１）差別の解消と障がい者理解の促進

#### ○ 障がいを理由とする差別の解消と社会的障壁の除去

- ・ 「障害者差別解消法」及び「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」、「菊池市人権未来都市宣言」に基づき、障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みを積極的に推進していく必要があります。
- ・ また、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行等の社会的障壁を除去するための合理的配慮を行っていくとともに、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ（障がいのある方や高齢の方などを含め、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、提供されている情報や機能を利用できること）の向上を図っていく必要があります。
- ・ アンケート調査では、障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験のある人が 30.4%と、3 人に 1 人の方が回答されています。差別や嫌な思いを経験した場所としては、「学校・仕事場」(42.9%)、「外出中」(41.3%)、「病院などの医療機関」(16.9%)、「住んでいる地域」(16.4%)が多く、身近な日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じる方が少なくないことが分かりました。
- ・ 成年後見制度については、「名前や内容を知っている」と回答した方は 34.2%となっており、当事者に対して制度の認知が進んでいない状況です。
- ・ 以上のことから、障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組み、それに伴う合理的配慮やアクセシビリティの向上のほか、障がいのある人の権利擁護のために、権利侵害の防止や救済を図るための相談・支援体制や障がい者虐待を防止するための取組の充実や周知等が重要です。

### 重点課題（２）尊厳をもった日常生活等のための生活支援の推進

#### ○ 尊厳をもって日常生活を送ることができる環境整備

- ・ 障がいのある人が自らの意思により身近な地域で相談支援を受けることができる体制づくりが必要です。
- ・ さらに、個人としての尊厳をもって日常生活・社会生活を営むことができるよう、在宅サービス、障がいのある子どもへの支援、障害福祉サービスの質の向上、福祉人材の育成・確保等を計画的に着実に取り組んでいく必要があります。
- ・ アンケート調査では、「現在、利用中のサービス」の割合がすべて 1 割以下となっており、今後 3 年以内に受きたいサービスに対する利用意向のほとんどが現状の利用状況を上回っていることから、現在の障がい福祉サービスに関する情報や利用環境が十分に浸透していない恐れが考えられます。
- ・ このため、今後障がい福祉サービスが必要な人へのより一層の情報提供や相談支援体制の充実が求められます。

- ・ 以上のことから、すべての障がいのある人が個人としての尊厳をもって日常生活・社会生活を営むことができるよう、特に相談支援体制、在宅サービス、障害福祉サービスの充実を図っていく必要があります。

## 重点課題（３）保健・医療・福祉の連携による支援の充実

### ○ 保健・医療・福祉の連携による支援の充実

- ・ 障がいのある人がそれぞれのライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、特に保健・医療・福祉の連携を図って切れ目のない支援ができる体制づくりが必要です。
- ・ また、複数の分野での対応が必要な方に対しては、関係機関等が総合的、横断的に連携を図り効果的な対応を行っていく必要があります。
- ・ アンケート調査では、悩みや困ったことの相談先は家族関係や知人・友人を除くと「かかりつけの医師や看護師」「施設の職員など」「病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー」の順で多くなっています。障がいのある人にとっての困りごとの相談先になっている地域密着型の医療機関や福祉事業所の役割は大きく、各団体との連携による相談支援体制の充実が求められます。
- ・ 一方、「行政機関の相談窓口」「相談支援事務所などの民間の相談窓口」を挙げる方は少ない結果となっていますが、希望する暮らしを送るための支援として、４人に１人（24.0%）が「相談対応等の充実」を挙げているほか、障がい児対象サービスの利用状況では、「障害児相談支援」が回答者全体の14.5%が利用しており、比較的高い利用率となっています。
- ・ 以上のことから、地域において身近に相談できる人の確保や専門の相談機関の充実を図るとともに、複合的な問題を抱えた相談者に的確に対応できるよう保健・医療・福祉の連携による総合的なサービス提供体制と相談体制を構築していく必要があります。

## 重点課題（４）安全・安心が確保された生活基盤の整備

### ○ 障がいの特性に応じた環境整備の推進

- ・ 障がいのある人が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境づくりが必要です。
- ・ そのためには、障がいのある人に配慮した地域のまちづくり、住環境・移動環境の整備、利用しやすい施設等の整備により、障がいのある人の生活環境における社会的障壁を除去していく必要があります。
- ・ また、大規模災害の発生や感染症の拡大に備えた、障がいのある人それぞれの特性や状態等により様々な支援が実施できる総合的な体制を整えておく必要があります。
- ・ アンケート調査では、外出時の困りごととして、「公共交通機関が少ない（ない）」（30.9%）、「困った時にどうすればいいのか心配」（17.5%）、「外出にお金がかかる」（15.1%）、「道路や駅に階段や段差が多い」（14.8%）という回答が多くなっており、住環境や移動環境の整備等の福祉のまちづくりの関わる取り組みが求められています。
- ・ また、火事や地震等の災害時に一人で避難「できない」方は30.5%、災害時に家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人が「いない」方は24.1%となっており、災害等の非常時に備えたまちづくりが必要なことがうかがえました。
- ・ 以上のことから、住環境・移動環境をはじめとする福祉のまちづくりや災害や犯罪等に備えたきめ細かな対策を進めていく必要があります。

## 重点課題（５）働く機会の確保、経済的自立の支援

### ○ 就業支援のための体制づくりと所得保障による支援

- ・ 障がいのある人が自立した暮らしを営むためには就労が重要です。働く意欲がある障がい者がその適正に応じた就業を行えるように、就業支援のための様々な福祉サービスの充実や就業の場の確保が必要です。また、一般就労が困難な方に対しては、きめ細かな就労支援サービスを充実することにより、工賃水準の向上につながる総合的な支援を行うとともに、年金、手当、各種割引・減免等の所得保障面での支援が必要です。
- ・ アンケート調査では、現在、収入を得る仕事を行っている方が回答者の 26.8%で、この方々の就労形態をみると、「パートタイムやアルバイト」が 28.7%、「自営業」が 19.8%となっており、正職員で勤めている方は、29.4%（短時間勤務含む）、4人に1人となっています。今後、「収入を得る仕事をしたい」方は 35.7%、このうち「職業訓練などを受けたい」は 35.7%となっており、働く意欲があるにもかかわらず就労できていない方が少なくないことがうかがえます。
- ・ 障がい者の就労支援で必要なこととしては、「職場の障がい者理解」が 43.4%と最も多く、次いで「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が 42.3%となっており、職場内の人間関係や雰囲気づくりが重要であることが示唆されます。
- ・ 障がいのある人が、希望する暮らしを送るための支援としては、「経済的な負担の軽減」の 46.8%が最も多く、自立した暮らしを営むためには所得保障が重要であることがうかがえます。
- ・ 以上のことから、就業支援のための様々なサービス体制の充実、工賃水準の向上や所得保障につながる総合的な支援、年金、手当、各種割引・減免等の支援を充実していく必要があります。

## 重点課題（６）教育の充実

### ○ 生涯にわたるインクルーシブ教育システムの構築

- ・ 「障害者の権利に関する条約」に掲げられた「インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）」の理念を踏まえ、障がいの有無によって分け隔てすることなく、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みの整備を進めるとともに、障がいに対する理解を深めるための取り組みを推進していく必要があります。
- ・ また、障がいのある人が学校卒業後においても、生涯を通じて様々な学習を受けたり豊かな人生を送ったりする機会に親しむための関連施策を推進していくことで共生社会の実現を目指していくことが必要です。
- ・ 本市では、学校教育において、早期から障がいに応じた適切な指導と必要な支援を行っていくよう、就学前から相談支援体制を整備し対応しています。就学支援については、それぞれの子どもの実態を把握し、障がいの種類や程度等に即した支援を施設や病院など関係機関と連携を図りながら進めていますが、保護者の認識の違いで子どもの実態が見えないケースがあり、保護者に対する就学支援への理解が課題となっています。通級指導及び特別支援学級では、それぞれの子どものに必要な支援活動を行っています。近年、特別な支援を必要とする児童生徒が増加してきています。
- ・ 障がい児保育については、公立保育所では保育士の加配を障がいの程度に応じて行っています。また、私立保育所には加配のための補助を行うなど体制の充実を進めてきましたが、保育士の確保が年々難しくなっているのが実情です。

- ・ 以上のことから、人材確保に努めながら「インクルーシブ教育システム」の理念を踏まえ、障がいの有無によって分け隔てすることなく可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みの整備を進めていくことが必要です。

## 重点課題（７）文化芸術活動・スポーツ等の振興

### ○ 文化芸術・スポーツ等に親しむ環境づくりを推進

- ・ 障がいのある人にとって、スポーツやレクリエーション活動は心身の鍛練や機能訓練にとどまらず、社会参加の大切な機会です。障がいの有無にかかわらず、文化芸術活動、スポーツ及びレクリエーションに参加し、これらを楽しむことを可能とするため、バリアフリー化を含む施設の整備や情報保障の充実等、必要な環境整備を促進することが必要です。
- ・ 本市では、身体障がい者団体等を通じ、スポーツ・レクリエーションの振興を図っています。また、スポーツ・レクリエーション・文化活動等への参画・参加については広報、ホームページ等を利用し、広く市民に参画・参加を求めています。
- ・ 以上のことから、障がいのある人が一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための関係施策を横断的かつ総合的に推進し共生社会の実現を目指していくことが必要です。

## 重点課題（８）市役所等における配慮の充実

### ○ 市役所等や選挙時における合理的配慮の推進

- ・ 「障害者差別解消法」において、行政機関等に対し、障がいを理由とする差別的取扱いを禁止するとともに、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行うことが義務付けられました。
- ・ 本市では、「障害者差別解消法」第7条に基づく禁止事項や義務化された事項について、職員対応要領を定めるよう努めることとされており、必要かつ合理的配慮や差別を受けた場合等の相談体制の構築について、職員対応要領を定めて対応しています。また、平成23年の「障害者基本法」の改正により、「国及び地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障がい者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならない。」と選挙等における配慮を規定しており、選挙等における配慮を行っています。
- ・ さらに、本市では、あらゆる人権問題に取り組み、市民一人一人の人権が大切にされるまちづくりをより一層推進するため、令和4年に「菊池市人権未来都市宣言」を行いました。
- ・ 以上のことから、市職員対応要領に基づく合理的配慮の実践や選挙等における配慮を行っていくことが重要です。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

#### (1) 基本理念とまちづくり目標

本市が平成 19 年以來、実現を目指してきた「みんなとともに、いつまでも安心して暮らせるまちづくり」という内容は、「障害者基本法」第 1 条に規定される内容と非常に近い理念です。従って、前計画で掲げた基本的な考え方を引き継ぐとともに、国の新計画の基本理念と歩調を合わせて実現していく意図を込めて、次のとおり理念を設定します。

**相互に人格と個性を尊重し、  
みんなとともに、いつまでも安心して暮らせる  
共生社会の実現**

また、「障害者基本法」の 2 つの基本原則に基づき、「みんなといっしょに自分らしく暮らせるまち」と「差別のない安心して暮らせるまち」の実現をまちづくりの目標として設定し、施策及び取組みを推進します。

#### まちづくり目標① みんなといっしょに自分らしく暮らせるまち

##### ▼施策や取組みの具体的な目標

- ・障がいのある人みんなが、社会のすべての場面に参加できるような支援体制づくりを進めます。
- ・障がいのある人みんなに対して分かりやすい言葉などを選ぶことができるよう推進します。
- ・障がいのある人みんなが、どこで誰と暮らすのか自分で選ぶことができ、みんなと一緒に暮らせるような地域づくりを目指します。
- ・障がいのある人みんなが、ことばや必要な気持ちを伝える方法（点字、手話、要約筆記、筆談、図案）で、必要な気持ちを伝えるための情報を手に入れたり、使ったりする方法を選べるよう取組みを進めます。

## まちづくり目標② 差別のない安心して暮らせるまち

### ▼施策や取組みの具体的な目標

- ・障がいがあるからという理由で障がいのある人を差別しない社会を目指します。
- ・社会的障壁（社会のかべ）のために困っている障がいのある人がいて、その障壁をなくすための負担が大きすぎないときは、その障壁をなくすために合理的な配慮の普及拡大に取り組めます。
- ・差別とは何かを伝え、差別をなくすために必要な情報を集め、整理し、欲しい人に適切な情報提供に努めます。

## 2. 基本方針と施策体系

「みんなといっしょに自分らしく暮らせるまち」と「差別のない安心して暮らせるまち」、そして障がいがあってもなくても、「相互に人格と個性を尊重し、みんなとともに、いつまでも安心して暮らせる共生社会の実現」のため、以下の基本方針と施策体系等を定め、障がい者の自立及び社会参加の支援等を目的とした施策を総合的かつ計画的に実施します。

### （1）基本方針

#### ① 障がいを理由とする差別の解消と社会的障壁の除去

- ・障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組み、それに伴う合理的配慮やアクセシビリティの向上のほか、障がいのある人の権利擁護のために、権利侵害の防止・救済を図るための相談・支援体制や障がい者虐待を防止するための取組みの充実を図ります。
- ・また、市職員対応要領に基づく合理的配慮の実践や選挙等における配慮に関わる取組みを推進します。

#### ② 尊厳をもった日常生活等のための生活支援の推進

- ・個人としての尊厳をもって日常生活・社会生活を営むことができるよう、在宅サービス、障がいのある子どもへの支援、障害福祉サービスの質の向上、福祉人材の育成・確保等の支援に努めます。

#### ③ 保健・医療・福祉の連携による支援の充実

- ・障がいのある人がそれぞれのライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、特に保健・医療・福祉の連携を図って切れ目のない支援ができる体制づくりの構築を推進するとともに、複合的な問題を抱えた相談者に的確に対応できるよう保健・医療・福祉の連携による総合的なサービス提供体制と相談体制を構築します。

#### ④ 障がい者の特性に応じた環境整備の推進

- ・障がいのある人に配慮した地域のまちづくり、住環境・移動環境の整備、利用しやすい施設等の整備により、障がいのある人の生活環境における社会的障壁の除去を推進します。
- ・また、大規模災害の発生や感染症の拡大に備えた、障がいのある人それぞれの特性や状態等により様々な支援が実施できる総合的な体制の構築を進めます。

#### ⑤ 就業支援のための体制づくりと経済的自立の支援

- ・働く意欲がある障がい者がその適正に応じた就業を行えるように、就業支援のための様々な福祉サービスの充実を図ります。
- ・また、一般就労が困難な方に対してはきめ細かな就労支援サービスを充実することにより、工賃水準の向上につながる総合的な支援を行うとともに、年金、手当、各種割引・減免等の所得保障面の制度等について、周知を図ります。

#### ⑥ 生涯にわたるインクルーシブ教育システムの構築

- ・人材確保に努めながら「インクルーシブ教育システム」の理念を踏まえ、障がいの有無によって分け隔てすることなく、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みの整備を推進します。

#### ⑦ 文化芸術・スポーツ等に親しむ環境づくりの推進

- ・障がいのある人が一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための関係施策を横断的かつ総合的に推進し、共生社会の実現を目指します。

## (2) 施策体系



## 基本理念

相互に人格と個性を尊重し、みんなとともに、  
いつまでも安心して暮らせる共生社会の実現

### 【基本方針】

### 【基本方針を実現するための施策と取組方向】

#### 基本方針4 障がいの特性に応じた 環境整備の推進

- 4-1 道路、公共施設等のバリアフリー化の推進
  - 4-1-1 道路等のバリアフリー化の推進
  - 4-1-2 公共施設等のバリアフリー化の推進
  - 4-1-3 住宅の確保
- 4-2 移動・交通手段の確保
  - 4-2-1 移動・交通手段の確保
  - 4-2-2 移動支援の充実
- 4-3 災害時等での安心・安全対策の強化
  - 4-3-1 災害時における避難支援体制の強化
  - 4-3-2 防犯・交通安全対策の推進

#### 基本方針5 就業支援のための体制づく りと経済的自立の支援

- 5-1 障がい特性に応じた就労支援、就業機会の確保
  - 5-1-1 多様な就労への支援
  - 5-1-2 一般就労の促進
- 5-2 就労定着のための支援
  - 5-2-1 就労定着への支援
- 5-3 障がい者雇用の促進
  - 5-3-1 障がい者雇用の促進
- 5-4 経済的自立のための支援
  - 5-4-1 経済的支援の実施

#### 基本方針6 生涯にわたるインクルーシ ブ教育システムの構築

- 6-1 障がい児の保育・教育環境の充実
  - 6-1-1 障がい児保育の充実
  - 6-1-2 障がい児教育の充実
  - 6-1-3 学校施設の整備・充実
- 6-2 福祉教育の推進
  - 6-2-1 学校教育における福祉教育の推進
  - 6-2-2 地域における福祉教育の推進

#### 基本方針7 文化芸術・スポーツ等に親 しむ環境づくりの推進

- 7-1 地域活動への参加促進
  - 7-1-1 地域活動への参加促進
- 7-2 地域交流・ボランティア活動の促進
  - 7-2-1 地域交流活動の推進
  - 7-2-2 ボランティア活動の促進
- 7-3 スポーツ・文化活動への参加促進
  - 7-3-1 スポーツ・レクリエーション活動の参加促進
  - 7-3-2 文化活動・生涯学習の振興

## 第4章 具体的施策

### 基本方針 1 障がいを理由とする差別の解消と 社会的障壁の除去

#### 施策 1－1 広報啓発活動の推進

##### 【現状と課題】

誰もがお互いの人格と個性を尊重して支え合う共生社会を実現するためには、障がいを理由とした差別をなくすことが必要不可欠です。

令和5年度に実施した「福祉に関するアンケート調査」（以下、「アンケート調査」と略）によると、障がいがあることで差別やいやな思いをしたことがある人は 30.4% で3人に1人の割合となっています。

平成 25 年 6 月に「障害者差別解消法」が成立し、障がいを理由とする差別の解消に取り組むべき法的根拠が整備されたことから、今後は障がいを理由とする差別を解消する施策及び合理的配慮の推進が必要です。

同様に、「障害者基本法」に定められた障害者週間における各種行事を中心に、市民、ボランティア団体、障がい者団体など幅広い層の参加による啓発活動の実施や、障がい者が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について市民の理解を深め、誰もが障がい者に自然に手を差し伸べることのできる「心のバリアフリー」の推進を図ることが必要です。

また、「障害者虐待防止法」（平成 23 年法律第 79 号）等の適正な運用を通じて障がい者虐待を防止するとともに、障がい者の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実等に取り組むことにより、障がい者の権利擁護のための取組を着実に推進することが必要です。

一方、近年の情報技術（IT）の急速な進展は、必要な情報の収集や多くの人とのコミュニケーションを容易にするだけではなく、障がいのある人の自立や社会参加を促進するなどの大きな効果が期待されます。

現在、本市では文字情報が伝わりにくい視覚障がい者や聴覚障がい者に対し、点訳・音訳サービス等を充実するための機器や手話通訳者の配置を行い、文字情報や音の情報のバリアを解消するよう努めています。

今後も、情報のバリアフリー化に向けた環境整備と人材育成が必要となります。

※心のバリアフリー…差別、偏見、理解の不足、誤解などをなくしていくことをいいます。

※情報のバリアフリー…視覚・聴覚障がいなどがあると、情報入手に困難が伴います。視覚障がいには点字や音声、聴覚障がいには手話や要約筆記などの対応手段を講じて、阻害要因をなくしていくことをいいます。

## 【施策のめざす目標】

日常生活の中で、障がいの有無にかかわらず、市民として共に暮らし、支えあう関係を深めるため、各種団体と連携し、市民等の障がいに対する啓発活動を推進します。

## 【施策の取組方向】

### 1-1-1 広報・啓発活動の推進

#### ① 市民等への障がいに対する正しい理解を促進する広報・啓発活動の充実

障がい者が地域社会の中で自立した生活を送るためには、市民や企業などの周囲の理解と支援を充実させることが必要であり、障がいや障がい者に対する市民の理解を深める機会を広げていきます。

##### 主な取り組み

- 障がいに関する啓発情報の広報等への定期的な掲載

#### ② 障がい者週間及び関係団体の周知及び啓発活動の推進

毎年実施される「障がい者週間」を広く市民へ周知するほか、障がい者団体等の取組みに対する周知や関係団体の連携による啓発活動を進めます。

##### 主な取り組み

- 障がいに関する啓発情報の広報等への定期的な掲載
- 広報等を通じた「障がい者週間」の周知
- 市内の障がい者団体の周知に向けた広報活動の支援
- 病院、施設等への福祉情報の提供
- 身体障がい者相談員や知的障がい者相談員の啓発広報の推進

### 1-1-2 適切な情報提供

#### ① 分かりやすい情報提供の推進

広報紙や「障がい福祉のしおり」（熊本県発行）などの広報媒体により、障がい者に対し、制度やサービスについて、分かりやすい情報提供ができる環境づくりに努めます。

##### 主な取り組み

- 障がい福祉サービス等の情報を掲載した「障がい福祉のしおり」の配布
- 音声及び点字を活用した広報及び案内文書の情報提供

#### ② 市職員の障がい施策に対する正しい理解促進

市職員が法改正等に伴う障がい者を取り巻く環境の変化を正しく理解し、適切なサービスが提供できるよう、研修機会等を通じた知識の向上と意識啓発を推進します。

##### 主な取り組み

- 市職員の研修機会の充実による、法改正等に合わせた適切なサービスの提供
- 市職員の障がいに対する学習機会の充実（障がい者の視点にたった行政運営の推進）

## 施策1－2 人権・権利擁護の推進

### 【現状と課題】

知的障がい者や精神障がい者など、判断能力が不十分な障がい者については、その財産や生活上の権利を守るための制度の活用が不可欠です。

アンケート調査によると、成年後見制度の認知状況は、「名前も内容も知っている」と答える人は34.2%にとどまっています。

平成24年10月には「障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行し、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されることとなり、障がい者を理由とする差別の解消に取り組むべき法的根拠が整備されました。

障がい者に対する差別の解消を図るには、障がい及び障がい者に対する正しい知識の普及と理解促進を図ることが重要です。

今後は、これら法律や制度に基づき、障がい者の権利擁護のための取組を充実することが必要です。

なお、市の具体的な取組みとしては、人権教育を推進するため12月の人権週間に合わせて、広報誌や市ホームページに人権啓発記事の掲載、「菊池市人権フェスティバル」等を行っています。

また、本市では、あらゆる人権問題に取り組み、市民一人一人の人権が大切にされるまちづくりをより一層推進するため、令和4年に「菊池市人権未来都市宣言」を行いました。

## 【施策のめざす目標】

障がいに関する意識啓発を進めることで、市民一人ひとりが個人の尊厳を重んじ、すべての人の人権が尊重される地域社会づくりを進めます。

## 【施策の取組方向】

### 1-2-1 人権・権利擁護の推進

#### ① 人権教育を通じた障がいに関する意識啓発

人権週間等を通じて、障がいへの理解を深めるための啓発活動を推進します。

##### 主な取り組み

- 人権週間を通じた意識啓発
- 講演会や啓発冊子等の作成による意識啓発・広報活動の展開

#### ② 権利擁護の推進と成年後見制度の利用支援

障がい者の日常生活における権利が損なわれないよう、権利擁護や成年後見制度に関する情報提供、相談支援を推進します。

##### 主な取り組み

- 権利擁護に関する相談支援
- 成年後見制度の周知及び利用支援（制度活用の促進）

## 施策１－３ 障がいを理由とする差別解消の推進

### 【現状と課題】

平成28年4月から施行された「障害者差別解消法」では、「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」と規定しています。

「社会的障壁の除去についての必要かつ合理的配慮」とは、障がい者が日常生活や社会生活において受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的な障壁を取り除くため、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障がい者に対し、個別の状況に応じて講じられるべき措置とされています。そのため、障がい者の権利利益を侵害することがないように、合理的な配慮を実施することが必要です。

本市では、障がい者が地域活動へ参画・参加できるよう、移動支援事業、手話奉仕員派遣事業等を実施し、社会参加の促進を図っているほか、障がい者の地域活動を支援するための体制強化を図っています。

また、情報の取得・利用におけるバリアフリー化は、障がい者が地域社会の中で生活し、積極的に社会参加していくために不可欠であり、障がいの特性に応じた意思疎通の手段を確保できる環境づくりが大切です。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法も踏まえ、行政情報の提供等に当たっては、ICT等を活用しながら、アクセシビリティに配慮した情報提供を行うことが求められています。

## 【施策のめざす目標】

障がいを理由とした差別を解消し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重しあいながら共生社会の実現を目指します。

## 【施策の取組方向】

### 1-3-1 障がい者に対する差別等の禁止

日常生活の場や教育、雇用の場など、様々な場において、障がいを理由とする差別の禁止に向けた啓発活動を行うとともに、差別を受けた場合等の相談支援体制の充実を図ります。

#### 主な取り組み

- 障がいを理由とする不当な差別の禁止に関する啓発・広報活動
- 差別の禁止や合理的配慮等に関する研修の実施

### 1-3-2 社会的障壁除去のための合理的配慮

行政機関等においては、障害者差別解消法第7条に基づく禁止事項や義務化された事項について、職員対応要領を定めるよう努めることとされており、市では、必要かつ合理的配慮や、差別を受けた場合等の相談体制の構築等について、職員対応要領を定めています。また、平成23年の「障害者基本法」の改正により、「国及び地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障害者が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならない。」と選挙等における配慮を規定しています。そのため、引き続きこのような施策を講じることが必要です。

#### 主な取り組み

- 市職員対応要領に基づく合理的配慮の実践
- 選挙等における配慮（点字投票や、投票所における段差解消等）

### 1-3-3 情報・意思疎通支援の充実

障がい者が社会活動に参加しやすくなるよう、手話通訳者や要約筆記者などの養成に努めます。また、手話言語条例を制定し、その周知を図ります。

#### 主な取り組み

- 聴覚障がい者のコミュニケーション手段の確保（手話通訳者の養成、派遣支援、庁舎に手話通訳者の配置）
- 社会福祉協議会との連携による手話、点訳、朗読、要約筆記のボランティア活動支援

## 基本方針 2 尊厳をもった日常生活等のための 生活支援の推進

### 施策2-1 相談支援体制の充実

#### 【現状と課題】

障がい者及びその家族からの相談支援を充実するため、本市では、相談支援事業所（市内5事業所）を設置したほか、身体障がい者・知的障がい者相談員を設置し、障がい者の適切なサービスの利用援助、介護相談、情報提供・助言等、自立・社会参加の促進を図るため、相談支援を実施してきました。

また、障がい者を介助する家族の高齢化が進んでおり、障がい者への支援とともに介助する家族に対する支援の必要性がさらに高まっています。

アンケート調査では、障がい者の相談支援サービスに対するニーズは高く、引き続き関係機関との連携を図りながら、身近な窓口の充実と専門的な支援へつなげる体制の充実が求められます。

#### 【施策のめざす目標】

障がい者及び家族等の介護者からの多様な相談内容に応じることができる相談体制を充実し、困りごとの解消や必要なサービス、制度の情報提供に取り組みます。

#### 【施策の取組方向】

##### 2-1-1 相談支援体制の整備

障がい福祉の制度やサービスについての広報等による周知を充実するとともに、障がい者のさまざまな相談に対応できるよう、相談支援専門員の資質向上と関係機関との連携による相談支援体制の充実に努めます。

また、福祉全般に関連する事業である重層的支援体制整備事業と効果的に連動して支援に取り組みます。

#### 主な取り組み

- 相談支援専門員による相談支援の充実及び周知
- 基幹相談支援センターによる相談支援専門員の資質向上と相談支援体制の充実
- 多機関協働による保護者や家族、地域の相談等への支援の推進
- 障がい福祉の制度やサービスに関する広報による周知活動
- 市役所における相談体制の充実及び関係機関との連携促進

### 2-1-2 介護する家族に対する支援

事業者等との連携を図り、障がい者を介助する家族の負担軽減に向けた支援体制の整備を進めます。

#### 主な取り組み

- 保健・医療・福祉の連携による家族への支援体制の整備

## 施策２－２ 障害福祉サービスの充実

### 【現状と課題】

自立生活援助等、障がい者に対する新たな福祉サービスの導入が進む中、在宅サービスや日中活動、日常生活の支援の充実を図るとともに、地域の中に障がい者の住まいの場（グループホーム等）を確保し、併せて障がい者の外出を支援し、社会参加を促すための取組みを推進する必要があります。

アンケート調査では、障害福祉サービスのうち、現在、利用しているとの回答が多いサービスは「生活介護」「就労継続支援（Ａ型、Ｂ型）」「放課後等デイサービス」「施設入所支援」となっています。サービスを必要とする障がい者に必要なサービスを提供できるよう、サービス内容の充実とあわせ、サービスの周知や相談支援の充実が求められています。

### 【施策のめざす目標】

障がいのある人が、地域での自立を実現できるよう、在宅・施設での生活を支援するさまざまなサービスの質的・量的な充実を図り、サービスを提供します。

### 【施策の取組方向】

#### 2-2-1 在宅福祉サービスの充実

在宅生活を支援するための障害福祉サービスを利用しながら、自立した生活を送れるよう、訪問系サービスや日中活動系サービスなどの生活支援サービスの安定したサービスの提供に努めるとともに、サービスの周知と相談支援を充実し、障がい者が必要とされるサービスを受けることができる体制づくりを進めます。

#### 主な取り組み

- 個別のニーズに応じた在宅サービスの提供
- 日中活動の場の確保
- 日常生活用具費給付などの地域生活支援事業の充実
- 相談支援事業所やサービス提供事業所と連携した在宅生活の充実

### 2-2-2 施設福祉サービスの充実

障がいの状態や生活状況等に応じて、安心して暮らしていくことができる居住・生活の場を確保できるよう、障がいのある方のニーズに応じた通所施設や共同生活援助（グループホーム）の整備促進を図るとともに、障がい者の自立生活援助等の支援を促進します。

#### 主な取り組み

- 通所施設やグループホーム等の整備促進（事業所への補助制度の情報提供）

### 2-2-3 地域生活移行への支援

施設等で暮らす障がいのある人が、地域での暮らしを望むときに、円滑な地域生活移行ができるよう、関係機関及び事業者と連携し、地域生活に必要な支援やサービスの確保、緊急時に対応できる体制づくりに努めるとともに、地域住民の理解を深め、支えあいながら暮らしていく体制づくりを推進します。

#### 主な取り組み

- 地域生活移行への意向把握と相談支援

## 施策 2-3 専門人材の育成・確保

### 【現状と課題】

平成 25 年に「障害者総合支援法」が施行され、障がいのある人の範囲に発達障がい者や難病患者が加わる等の改正が行われ、年々サービス利用量も増加しています。さらに、平成 30 年度から自立生活援助等のサービスが新たな障害福祉サービスとして追加されました。

また、障がいの重度・重複化、障がい者の高齢化等が進展する中、事業所アンケート調査の結果によると、88.9%が「職員の確保」を経営課題として挙げており、障がい者に対するきめ細かな対応を図るための人材育成と確保は喫緊の課題となっています。

現在、本市及び障害福祉サービスの提供事業所等の関係機関には保健師、作業療法士、理学療法士、管理栄養士などの専門職を配置しています。同様に、精神障がいや発達障がいの周知についても、市役所だけでなく、各地区の民生委員・児童委員や医療専門職などを対象に行っていく必要があります。

今後は、こうした障害福祉サービスの多様化にあわせ、さまざまな障がいに対応できる専門性の高い支援体制が求められており、状況に応じたきめ細かな支援のための取り組みを推進していく必要があります。

## 【施策のめざす目標】

多様化・高度化する障害福祉サービスに適切に対応できるよう、県や関係機関と連携し、専門職種の育成・確保に努めます。

## 【施策の取組方向】

### 2-3-1 専門人材の育成・確保

県や関係機関と連携し、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の福祉専門職や理学療法士等の医学的リハビリテーション従事者等の人材の育成・確保を進めるとともに、障がい特性を理解したホームヘルパーの人材を確保するため、養成研修や資質向上研修への受講を推進します。

#### 主な取り組み

- 県や関係機関との連携による福祉専門職等の人材の育成・確保
- 県等の開催する専門人材の養成研修、資質向上研修への受講の推進

## 基本方針 3 保健・医療・福祉の連携による支援の充実

### 施策 3-1 保健・医療サービスの充実

#### 【現状と課題】

生活習慣病の発病予防及び早期発見・早期治療・重症化予防を図るため、菊池市健康増進計画に基づき、健康診査・保健指導を通じた相談・指導のほか、関係機関と連携した健康増進活動に取り組んでいます。精神障がい者に対する保健福祉対策としては、県（菊池保健所）、医療機関、関係機関と連携し、情報の共有と社会復帰への支援を行っています。

また、難病患者及び家族の幅広いニーズに対応した在宅支援として、難病患者等居宅生活支援事業を実施するとともに、重症心身障がい児・者に対する切れ目のないサービス受給体制や相談支援体制の充実を図ります。

重度心身障害者医療費助成等、医療費の給付・助成制度については、周知を行うとともに障がい者の医療費の負担軽減を図っています。

#### 【施策のめざす目標】

障がい者にとって身近で安心できる保健・医療を目指し、生涯を通じて必要な保健、医療に関する相談やサービスが得られる環境づくりに取り組みます。

#### 【施策の取組方向】

##### 3-1-1 医療費の給付・助成制度の周知

障がいのある人が必要な医療が受けられるよう、重度心身障害者医療費助成等、医療費の給付・助成制度の周知を図り、経済的な負担の軽減を図ります。

##### 主な取り組み

- 医療費の給付・助成制度の周知

### 3-1-2 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

「菊池市健康増進計画」に基づき、乳幼児健康診査及び生活習慣病等の各種健康診査において医療機関と連携を強め、疾病の早期発見・予防や早期対応に努め、健康の増進を支援します。

#### 主な取り組み

- 「菊池市健康増進計画」に基づく健康診査・保健指導の継続と健康づくりの推進
- 乳幼児健診等による障がいの早期発見

### 3-1-3 重症心身障がい児・者、医療的ケア児・者の保健・医療施策の推進

これまでの重症心身障がい児・者、医療的ケア児・者への支援事業を継続するとともに、県（菊池保健所）などと連携し、重症心身障がい児・者、医療的ケア児・者の実態を把握し、正確なニーズの把握に努めるとともに、的確な支援を実施します。また、重症心身障がい児・者、医療的ケア児・者に対する正しい知識の普及・啓発を行い地域社会での理解と協力が得られるように努めます。

#### 主な取り組み

- 切れ目のない保健・医療・福祉等のサービス受給体制の充実
- 専門機関との連携によるニーズに応じた適切な指導・支援
- 相談支援事業所等との連携による相談支援体制の充実

### 3-1-4 精神保健施策の充実

精神保健施策の推進を図るため、県（菊池保健所）、医療機関、関係機関との連携を深め、精神障がい者に対する保健相談の充実、社会復帰、職場適応のためのリハビリテーションの推進を図ります。また、県（菊池保健所）などと連携し、精神障がい者に対する正しい知識の普及と啓発を促進します。

#### 主な取り組み

- 県（菊池保健所）、医療機関、関係機関との連携による相談支援及び社会復帰の支援
- 精神障がい者に対する正しい知識の普及と啓発
- 心の健康づくりに対する相談支援の充実

### 3-1-5 難病に関する施策の推進

これまでの難病患者及び家族への在宅支援事業を継続するとともに、県（菊池保健所）などと連携し、難病患者の実態を把握し、正確なニーズの把握に努めるとともに、的確な支援を実施します。

また、広報活動を通じて難病についての知識の普及・啓発を行い地域社会での理解と協力が得られるように努めます。

#### 主な取り組み

- 難病患者の実態把握のよる的確な支援の実施
- 保健・医療・福祉の連携による支援体制の整備
- 難病患者及び家族のニーズに対応した在宅支援事業の推進
- 難病についての知識の普及・啓発

## 施策3-2 発達障がい児・者の支援の充実

### 【現状と課題】

平成30年の「児童福祉法」の改正により、障がい児支援のあり方が改めて見直され、障がい児通所支援や障がい児相談支援の提供体制を確保するための「障害児福祉計画」の策定が義務付けられたほか、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応を目指したサービスの提供が求められています。

アンケート調査では、障がい児対象サービスについて対象年齢（18歳未満）の利用状況をみると、「放課後等デイサービス（63.6%）」「児童発達支援（30.9%）」「保育所等訪問支援（20.0%）」「障害児相談支援」（14.5%）が多く利用されています。

### 【施策のめざす目標】

障がいのある子どもの能力や個性を最大限に伸ばすために、障がいの早期発見、早期療育支援を図る体制を整備します。

### 【施策の取組方向】

#### 3-2-1 発達・療育支援環境の充実

障がいの早期発見に努め、身近な地域で適切な療育支援を継続的に受けることができるよう、保健・医療・福祉等が連携したサービス受給体制や相談体制を整備し、障がいのある子どもやその家族が必要とする情報を得ることにより、障がいによって生ずるさまざまなニーズに的確に対応し、安心して充実した生活を送ることができるよう、関係機関と連携しながら発達・療育支援環境の充実に努めます。

#### 主な取り組み

- 障がい児への切れ目ない保健・医療・福祉等のサービス受給体制の充実
- 専門機関との連携による、障がい児とその家族のニーズに応じた適切な指導・支援
- 相談支援事業所等との連携による障がい児の相談支援体制の充実
- 障がい児の機能回復訓練体制の充実

## 基本方針 4 障がいの特性に応じた環境整備の推進

### 施策4-1 道路、公共施設等のバリアフリー化の推進

#### 【現状と課題】

すべての市民が、快適にかつ安心して外出・移動できるよう、平成18年6月に制定された「バリアフリー新法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」などを踏まえて、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立った「やさしいまちづくり」を進めていくことが必要です。

アンケート調査によると、外出する方の外出時の困りごとは、「公共交通機関が少ない（ない）」「困ったときにどうすればよいのか心配」「道路に段差・階段が多い」をあげる回答が多く、「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」所持者では「困ったときにどうすればよいのか心配」について回答が多くなっています。

本市では、歩道整備を計画的に進めており、市街地を中心に誘導ブロックを設置し安全な歩行空間の確保を進めています。また、公共施設のバリアフリー化に向けて法令に基づく環境整備を進めるとともに、手すり、スロープ、障がい者用トイレ等についても関係機関への要請を含め、設置を進めています。

住宅のバリアフリー化については、市営住宅のバリアフリー化を推進するとともに、一般住宅の住宅改修についての各種相談に対応しています。

#### 【施策のめざす目標】

生活環境や利便性の向上に努めることにより、障がい者が暮らしやすさを実感できる環境づくりを進めます。

#### 【施策の取組方向】

##### 4-1-1 道路等のバリアフリー化の推進

障がい者に安全で利用しやすい歩行空間を確保するため、引き続き歩道整備等、歩行者優先の道路整備を推進するとともに、歩道の段差解消、誘導ブロックの設置を計画的に進めます。

#### 主な取り組み

- 歩行者優先の道路整備の推進
- 歩道の段差解消、誘導ブロックの設置

#### 4-1-2 公共施設等のバリアフリー化の推進

公園や公共施設等でのバリアフリー化を継続して進めるほか、関係機関や民間事業者に要請し、手すり、スロープ、障がい者用トイレ、点字案内等の設置をさらに促進します。

##### 主な取り組み

- 公共施設等における手すり、スロープ、障がい者用トイレ、点字案内等の設置の促進

#### 4-1-3 住宅の確保

障がいのある人が地域で自立した生活が送れるよう、市営住宅のバリアフリー化を計画的に進めるとともに、障がい者の住宅改修に関する費用の助成等の住宅改修に対する支援施策の周知・相談体制を充実します。

##### 主な取り組み

- 市営住宅の建替え時のバリアフリー化
- 菊池市住宅改修費給付事業の周知

### 施策４－２ 移動・交通手段の確保

#### 【現状と課題】

障がい者の自立した生活行動や社会参加活動を行う上で、移動・交通手段を確保することは重要な課題であり、アンケート調査でも、外出する方の外出時の困りごとは、「公共交通機関（バス・電車など）が少ない」といった交通面での不便さに対する回答が多く、公共交通の課題解消が求められています。

本市では、これまでに移動支援事業や有償運送事業などの移動・交通手段の確保策を進めてきました。

公共交通機関のバリアフリー化については、バス停等でのスロープ設置などのバリアフリー化ができていないところもあり、超低床バスやリフト付き路線バス及びリフト付きタクシーの導入についても一部でしか進んでいない状況となっています。

#### 【施策のめざす目標】

障がい者の移動手段を確保し、生活の活動範囲の拡大、社会参加の促進を図ります。

## 【施策の取組方向】

### 4-2-1 移動・交通手段の確保

障がい者の移動・交通手段の確保策を充実するとともに、公共交通機関のバリアフリー化に向けて、リフト付きタクシー、超低床バスやリフト付き路線バスの導入可能性を事業者と検討します。

#### 主な取り組み

- 移動支援事業や有償運送事業などの移動・交通手段の確保策の推進
- リフト付きタクシー、超低床バスやリフト付き路線バスの導入の可能性の検討

### 4-2-2 移動支援の充実

外出で移動が困難な視覚障がい者等を対象に、行動範囲を広げられるよう、地域生活支援事業を通じた移動支援によって障がい者の社会参加の促進に努めます。

#### 主な取り組み

- 地域生活支援事業を通じた移動支援サービス利用の促進

## 施策4-3 災害時等での安心・安全対策の強化

### 【現状と課題】

熊本地震や近年の豪雨による大規模被害は、障がい者の災害時の安心・安全対策が重要であることを教訓として残しました。

具体的には、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障がい特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、福祉避難所（福祉避難スペース）を含む避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災や復興に向けた取り組みを推進することが重要であることが改めて認識されました。

また、障がいのある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取り組みも以前より増して必要になってきています。

アンケート調査では、火事や地震等の災害時に一人で避難「できない」方は30.5%となっており、災害時、家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人が「いない」方は24.1%となっており、災害時に避難の介助が必要ですが、介護者がいない障がい者が多いことが分かりました。火事や地震等の災害時に不安に感じることは、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」「安全なところまで、迅速に避難することができない」の回答が多く、次いで「投薬や治療が受けられない」となっています。障がい状況別では、「療育手帳」所持者では、他の障がい状況の人と比べ「周囲とコミュニケーションがとれない」「救助を求めることができない」など情報、コミュニケーションに関する不安が多くなっています。これらのニーズを踏まえた災害時の避難対策、防災対策の充実が求められます。

本市では、災害時に障がい者が安全に避難できるよう、避難行動要支援名簿等を活用し、普段からの地域の見守りや声掛けを強化するなどの体制づくりを進めているほか、防災マップの配布や広報や消防団を通じた防災意識の啓発に努めています。

## 【施策のめざす目標】

関係者との連携・情報共有や市民との協働による支援体制の構築、迅速かつ的確な情報提供など、災害時等における障がい者の安心・安全策を確保します。

## 【施策の取組方向】

### 4-3-1 災害時における避難支援体制の強化

熊本地震や近年の豪雨などの大規模被害での経験・教訓を活かし、災害時に障がい者の避難等を支援できるよう、地域の見守り、助け合いのできる環境をつくとともに、地域見守り事業を通じて、災害などの緊急事態発生時に、地域の中で適切な情報提供や避難行動の支援が行える体制を整備します。

また、災害に備える防災活動として日頃の防災対策や災害時の情報伝達手段などについて広報や各種講座を通じて周知・啓発を図ります。

#### 主な取り組み

- 避難行動要支援者の避難支援の協力体制づくり
- 広報紙や地域での防災講座を通じた防災意識の啓発
- 災害時における多様な情報伝達手段についての周知

### 4-3-2 防犯・交通安全対策の推進

防犯・交通安全に対する意識啓発を行うとともに、関係機関や地域住民との連携・協力による見守りや、障がい特性に配慮した防犯・交通安全施設等の整備を推進します。

#### 主な取り組み

- 広報紙での防犯知識の啓発、「菊池安心メール」「ゆっぴー安心メール（熊本県警察本部）」などの配信サービスの利用促進
- 防犯灯や防犯カメラに対して設置補助による防犯環境づくり

## 基本方針 5 就労支援のための体制づくりと 経済的支援の充実

### 施策 5-1 障がいの特性に応じた就労支援、就業機会の確保

#### 【現状と課題】

すべての人が職業を持つことは、経済的側面に限らずその人の生きがいにも繋がります。しかし、障がい者の就業はなかなか思うように進んでいないのが実情であり、大きな問題となっています。

アンケート調査によると、現在仕事をしていない人の就労意向をみると、「仕事をしたい」は35.7%となっています。また、現在仕事をしていない人の職業訓練の受講意向をみると、「職業訓練を受けたい」と答えた人は35.7%となっており、職業訓練を必要とする人が多いことがうかがえます。

障がい者が就業し自立することの意義は重要であり、働く意欲があっても就労に結びつかない障がい者が、その意欲や適性、能力に応じて就労できるよう支援していくことが必要となっています。

平成24年6月に成立した「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」（平成25年4月施行）により、本市でも障がい者就労施設等が供給する物品及び役務を調達するようになっています。今後も、就労支援施設との連携を図り、物品及び役務の調達を推進します。

#### 【施策のめざす目標】

働く意欲のある障がい者に就労への多様な情報提供や相談支援を行い、自分にあった働き方のできる環境づくりに取り組みます。

#### 【施策の取組方向】

##### 5-1-1 多様な就労への支援

障がいの状況や意欲・能力に応じた多様な就労の場を提供するため、一般企業等での就労が難しい人の働く場として、引き続き福祉的就労の場の提供を支援します。

#### 主な取り組み

- 福祉的就労の場の提供支援（就労継続支援）
- 障がい者施設等で作られた品物の販売促進及び周知、障害者優先調達推進法による取組みの強化

#### 5-1-2 一般就労の推進

就労移行を支援するサービス提供事業所の確保に努めるとともに、関係機関と連携しながら、一般企業等への就労移行に向けた各種支援制度の周知及び制度の活用促進や雇用に関する情報提供、就労しやすい環境づくりを推進します。

#### 主な取り組み

- 一般企業等への就労移行に向けた各種支援制度の周知及び制度の活用促進
- 職業訓練に対する広報・啓発

### 施策 5-2 就労定着のための支援

#### 【現状と課題】

「障害者総合支援法」の改正により、今後、在職障がい者の就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、就労定着に向けて事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設することとなっているため、一般就労に移行する障がい者の利用が見込まれます。

アンケート調査では、障がい者の就労支援として必要なことは、「職場の障がい者への理解」が最も多く、障がい者の状況に合わせた柔軟な働き方ができるよう企業へ働きかけるとともに、就労面と生活面の一体的な支援サービスの提供など、安心して働き続けるための総合的な支援が必要となっています。

#### 【施策のめざす目標】

一般就労に移行した障がい者の、就労に伴う環境変化等による生活面の課題に対応し、就労定着への支援に努めます。

## 【施策の取組方向】

### 5-2-1 就労定着への支援

一般就労に移行した障がいのある人に対して、就労に伴う環境変化等による生活面の課題に対して、企業や自宅等へ訪問したり、連絡調整や指導助言を行う等の就労定着支援を利用することにより、就労定着への支援に努めます。

#### 主な取り組み

- 障がい者の就労定着に向けた企業や自宅等への訪問、連絡調整や指導助言の実施

## 施策 5－3 障がい者雇用の促進

### 【現状と課題】

一般企業の障害者雇用率の向上に向け、本市では、事業所に対して「障害者雇用促進法」についての啓発活動を行っていますが、障がいのある人が一般企業での就労を希望しても、現状は依然として厳しい状況にあります。

今後も、障がい者雇用に積極的に取り組んでいる企業等に対する啓発を進め、障がい者の雇用機会の拡充を図ることが求められています。

### 【施策のめざす目標】

一般事業所の障がい者雇用への積極的な取り組みを促し、一般就労の拡大を図ります。

## 【施策の取組方向】

### 5-3-1 障がい者雇用の促進

これまでの一般企業への障がい者雇用に対する周知と意識啓発を進めるとともに、必要に応じてハローワークとの協議の場を設け、双方の情報媒体を活用した啓発活動の拡大を図ります。また、農福連携による障がい者の農業分野での雇用創出を推進します。

#### 主な取り組み

- 事業所に対する障害者雇用促進法に関する啓発活動の推進
- 農業分野での障がい者の就労支援の推進（県の農福連携マッチング支援への情報提供等）

## 施策 5-4 経済的自立のための支援

### 【現状と課題】

アンケート調査によると、希望する暮らしを送るためにあれば良い支援として、回答者の 46.8%の人が「経済的な負担の軽減」をあげています。

障がいのある人が地域で質の高い自立した生活を営み、自らのライフスタイルを実現することができるよう、雇用・就業（自営業を含む。）の促進に関する施策と福祉施策との適切な組合せの下、年金や諸手当を支給するとともに、各種の税制上の優遇措置、低所得者に対する障害福祉サービスにおける利用者負担の無料化などの各種支援制度を運用し、経済的自立を支援することは重要です。

また、受給資格を有する障がいのある人が、制度への理解が十分でないことにより、障害年金を受け取ることができないことのないよう、制度の周知を行うことが必要です。

### 【施策のめざす目標】

障がいのある人が、地域での自立を実現できるよう、各種支援制度を周知し、経済的自立を支援します。

#### 5-4-1 経済的支援の実施

国・県・市、民間事業者等の各種の経済的支援制度を周知し、障がいのある人やその家族の経済的な不安や負担の軽減に努めます。また、必要な人が必要なサービスを利用できるよう、各種制度の周知を図ります。

#### 主な取り組み

- 障がい者施設等からの優先調達の推進
- 障がい者の生活安定のための年金、手当、公的機関等についての周知

## 基本方針 6 生涯にわたる インクルーシブ教育システムの構築

### 施策 6-1 障がい児保育・教育の充実

#### 【現状と課題】

本市では、学校教育において、早期から障がいに応じた適切な指導と必要な支援を行っていただけるよう、就学前から相談支援体制を整備し対応しています。

就学支援については、それぞれの子どもの実態を把握し、障がいの種類や程度等に即した支援を施設や病院など関係機関と連携を図りながら進めていますが、保護者の認識の違いで子どもの実態が見えないケースがあり、保護者に対する就学支援への理解が課題となっています。

通級指導及び特別支援学級では、それぞれの子どもに必要な支援活動を行っていますが、近年、特別な支援を必要とする児童生徒が増加してきています。

障がい児保育については、公立保育所では保育士の加配を障がいの程度に応じて行っています。また、私立保育所には加配のための補助を行うなど体制の充実を進めてきましたが、保育士の確保が年々難しくなっているのが実情です。

以上のことから、人材確保に努めながら「インクルーシブ教育システム」の理念を踏まえ、障がいの有無によって分け隔てすることなく可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みの整備を進めていくことが必要です。

#### 【施策のめざす目標】

乳幼児期、学齢期を通じて、障がいのある子どもたちが健全に成長し、「学ぶちから」、「生きるちから」を育む環境をつくります。

#### 【施策の取組方向】

##### 6-1-1 障がい児保育の充実

今後も公立保育所を中心に障がい児保育体制の充実・拡大を継続するとともに、課題となっている保育士の確保に努めるとともに、保育スタッフの研修機会を充実します。

放課後児童クラブについて、障がい児の受け入れができるよう専門的知識等を有する支援員を配置できるよう支援員の研修の機会を確保し、障がい児の受入れの推進を図っていきます。

#### 主な取り組み

- 障がい児保育体制の充実・拡大
- 障がい児に対する学童保育の推進（支援員の育成・配置）
- 障がいの特性に応じた保育・教育の研修機会の充実

#### 6-1-2 障がい児教育の充実

早期から障がいに応じた適切な指導と必要な支援を行うために専門機関との連携を密にして、保護者への情報提供を行うとともに、通級指導教室の指導者を養成し施設の充実を図ります。

障がい児の社会性を育てるため、特別支援学校との連携を図り、通常の学級の児童・生徒との交流の機会を増やしていきます。また、後期中等教育において、関係機関との連携を図り、自分の未来を切り開く力を育てるキャリア教育の充実を図り、将来の就労や進路に向けた指導を進めます。

#### 主な取り組み

- 通級指導教室と特別支援学級の充実
- 個別支援計画に基づく障がいの程度や発達状況に応じた適正な教育課程の編成
- 特別支援学校の居住学校との交流機会の充実
- 後期中等教育の充実（障がいに応じた職業教育・進路指導の充実）

#### 6-1-3 学校施設の整備・充実

各障がいに対する合理的配慮のもと、現状とニーズを早期に把握し、校内のバリアフリー化に向けた施設の改善を促進します。

#### 主な取り組み

- 障がいの種類や程度に応じた学校施設の改善の促進

## 施策6-2 福祉教育の推進

### 【現状と課題】

本市の小中学校では、総合的な学習の時間に福祉教育を位置づけ、障がい者との交流を通じて、障がいに対して理解を深める学習の取り組みや、体験活動等を通じた学習機会の充実を図っています。また、インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）の理念に基づいて、合理的配慮を含む必要な支援を受けながら障がいのある人と障がいのない人が同じ場で共に学ぶことを目指した取り組みが必要です。

また、地域における福祉教育として、擬似体験・講演等を行い、障がいのある人への理解を促進します。

## 【施策のめざす目標】

学校での総合学習や地域での学習機会を通じて、多くの市民が、障がい及び障がいのある人に対する理解を深められる取り組みを推進します。

## 【施策の取組方向】

### 6-2-1 学校教育における福祉教育の推進

体験学習等を取り入れた福祉教育や障がい者との交流機会を充実し、子どもの頃からの障がいに対する正しい理解を促進します。また、特別支援教育に関する情報発信により、職員、周りの児童・生徒、保護者が障がい児に対する理解を深める環境づくりを進めます。

#### 主な取り組み

- 体験活動等の導入による福祉教育の充実
- 各学校における障がい者との交流機会の拡大
- 学校からの特別支援教育に関する情報発信による障がい児に対する理解促進

### 6-2-2 地域における福祉教育の推進

障がいに対する理解促進を深める学習機会や体験交流活動の充実を図ります。

#### 主な取り組み

- 福祉教育の学習機会の充実
- 「障がい者週間」等の啓発イベントの開催及び参加促進

## 基本方針 7 文化芸術・スポーツ等に親しむ 環境づくりの推進

### 施策 7-1 地域活動への参加促進

#### 【現状と課題】

障がい者が地域社会を構成する一人であることを認識し、積極的に地域活動等に参加し、地域住民に広く受け入れてもらえる環境づくりが求められています。

そのためには、障がい者団体や事業所等との連携・協力により、多様な機会を通じて地域住民とふれあい、障がい者が積極的に社会活動に参画できるよう支援していく必要があります。

#### 【施策のめざす目標】

障がい者が地域で孤立しないよう、身近な交流や学習など、社会参加の機会づくりに努めます。

#### 【施策の取組方向】

##### 7-1-1 地域活動への参加促進

障がい者の地域活動への参加を促進するために必要な移動やコミュニケーション等の支援サービスを継続します。また、活動を支援する福祉ボランティア団体や関係団体と連携し障がい者の社会参加への啓発を推進します。

#### 主な取り組み

- 移動支援事業、手話奉仕員派遣事業等との連携による社会参加の促進
- 福祉ボランティア団体等との連携による障がい者の社会参加についての啓発の推進

## 施策 7-2 地域交流・ボランティア活動の促進

### 【現状と課題】

すべての市民が安心して生活することができる地域づくりを進めるためには、各種イベント等を通じて地域住民同士の交流活動を促進することが必要です。

今後は、社会福祉協議会をはじめとする障がい者関連団体等との協働をより密にし、イベント等の立案を検討していくとともに、各種イベントや交流事業等を通じ、市民が障がいのことを正しく理解し、ともに地域で生活する仲間として、障がい者の人権を尊重することが必要です。

また、障がい者のニーズが個別化・多様化するなか、このようなニーズに丁寧に対応していくためには、市が行う公的なサービスだけでなく、ボランティアなどによる日常的な支援が重要になってきています。

アンケート調査によると、家族不在や一人暮らしの場合に近所で助けてくれる人が「いない」と回答した障がい者は 24.1%であり、4人に1人が身近な支援者がいない状況です。

このため、ボランティアの育成に努めるとともに、ボランティアを始めとして NPO 法人などの市民活動を促進し、行政サービスと市民活動とが協働して、福祉のまちづくりを推進していくことが必要です。

### 【施策のめざす目標】

障がいへの理解を深め、支え合う市民意識を醸成するため、相互交流の機会をつくとともにボランティア活動を推進します。

### 【施策の取組方向】

#### 7-2-1 地域交流活動の推進

障がい者団体や地域活動団体、事業所等が主体的に行う交流活動を支援し、障がいの有無にかかわらず市民が交流し、ふれあう機会づくりに努めます。

#### 主な取り組み

- 様々な催しを通じた交流の場づくり

### 7-2-2 ボランティア活動の促進

これまでの社会福祉協議会等を通じたボランティア活動による障がい者への支援を継続するとともに、ボランティア活動への新規参加者を拡大するため、各種団体のボランティア活動を周知し、また、活動の拡大を図るため、ボランティア情報を共有できる総合窓口として、ボランティアセンター（菊池市社会福祉協議会）の充実を図ります。

#### 主な取り組み

- 社会福祉協議会及び既存のボランティア団体の活動支援
- ボランティア活動への新規参加の促進

## 施策 7-3 スポーツ・文化活動への参加促進

### 【現状と課題】

障がいのある人にとって、スポーツやレクリエーション活動は心身の鍛練や機能訓練にとどまらず、社会参加の大切な機会です。このため障がいの有無にかかわらず、文化芸術活動、スポーツ及びレクリエーションに参加し、これを楽しむことを可能とするため、バリアフリー化を含む施設の整備や情報保障の充実等、必要な環境整備を促進することが必要です。

市では、各種団体等を通じ、スポーツ・レクリエーションの振興を図っています。また、スポーツ・レクリエーション・文化活動等への参画・参加については広報、ホームページ等を利用し、広く市民に参画・参加を求めています。

今後は、障がいのある人が一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための関係施策を横断的かつ総合的に推進し共生社会の実現を目指します。

### 【施策のめざす目標】

スポーツ・文化・レクリエーション活動を通して障がい者と地域とのふれあい、社会参加や生きがいづくりにつながる環境づくりに取り組みます。

### 【施策の取組方向】

#### 7-3-1 スポーツ・レクリエーション活動への参加促進

障がい者のニーズに対応したスポーツ活動を充実するため、各種団体等を通じたスポーツ・レクリエーション活動を充実していくとともに、県障がい者スポーツ協会等、関係団体と連携し、参加促進のために障がい者スポーツ等の周知を図ります。

#### 主な取り組み

- 各種団体等を通じたスポーツ・レクリエーションの振興
- 広報などによる障がい者スポーツ大会等の周知

### 7-3-2 文化活動・生涯学習の振興

地域と学校の連携・協働を軸に、地域全体で子どもたちの成長を支え、障がいのある子どももいない子どもも誰一人取り残すことなく、放課後や土曜日等の学習・体験プログラムの充実を図ります。

また、障がい者の能力や可能性を伸ばし、社会参加することができるよう、関係機関と連携し、医療、保健、福祉、労働等、様々な社会の機能を活用した教育支援の充実を図ります。

さらに、教育施設のバリアフリーや音声・字幕ガイド等を整備することで、障がい者が学びやすい環境づくりを進めます。

#### 主な取り組み

- 障がい者が参加しやすい生涯学習の環境づくり

## 第5章 計画の推進

前章に示した施策の方向等を3つの計画推進策で具体化します。

### 1. 連携・協力の確保と地域で支える体制づくりの推進

関係部署の密接な連携・協力を図るとともに、県や近隣市町との連携・協力体制の一層の強化を図ります。また、取組みの実施にあたっては、行政と地域住民、民間福祉団体との協働による福祉活動の展開と、地域における推進体制を積極的に促進します。

#### (1) 現状と課題

本市では、これまで障害福祉サービス事業所の広域的な立地、行政施策の効率化等を考慮して、隣接する合志市、大津町、菊陽町と障がい保健福祉圏域を構成し、障がい福祉の施策を連携して進めてきました。今後も、障害福祉サービスや地域生活支援事業などの実施にあたっては、菊池圏域自治体との連携した取組みが必要とされます。さらに障がい福祉施策は県が主体となって実施される事業もあり、県全体を視野に入れて広域における福祉サービスや医療機関等との連携を図る必要があります。

また、地域で支える体制づくりを進めていくには、障がいのある人相互の交流や相談の中で課題を共有し取組む障がい者団体等の活動が重要と言えます。本市では身体障害者福祉協議会や精神障がい者の家族会等が活動しており、これらの団体等への支援が必要であるとともに、地域住民等で見守る体制も必要とされています。

障がいのある人の高齢化も急速に進んでいます。こういった状況に対応するためには障がい者施策から高齢者施策への移行が円滑に行われる必要もあるほか、認知症や高次脳機能障がい、うつ病などの精神障がい、思春期適応障がい等には保健・医療機関などとの密に連携した対応も求められています。

#### (2) 施策の方向

##### ① 菊池圏域自治体等との連携強化

- ・ 菊池圏域自治体（合志市、大津町、菊陽町）と地域自立支援協議会を設置して活動を推進し、関係機関の連携のもとで広域的な福祉サービスの実施を図ります。
- ・ 県内の障害福祉サービス事業者や医療機関などと連携するとともに、県の福祉施策との連携を図りながら、効率的で適正な施策を推進します。

##### ② 障がい者団体等の育成強化

- ・ 障がい者相互の交流や相談行為の中で、課題を共有化し取組む障がい者団体等の活動は重要であることから、障がいのある人等の組織する団体等の活動への支援を図ります。

### ③高齢者施策及び精神保健等との連携強化

- ・高齢の障がいのある人には、高齢者福祉サービスや介護保険サービス等への円滑な移行を図るため、介護保険、年金制度などの適切な情報の提供及び関係機関の連携を図ります。
- ・心の悩み、認知症、高次脳機能障害などに対して気軽に相談できる体制を確立するとともに、障がいのある人や家族からの保健・医療、福祉などの各分野にわたる相談内容に総合的に対応するための体制の充実を図ります。
- ・思春期特有の適応障がい（不登校、家庭内暴力、薬物依存等）に適切に対応するために保健・医療、福祉、教育等による密接な協力体制の確立を図ります。
- ・地域福祉計画に基づき、地域の社会資源を活かしながら、障がいのある人の自立した生活を地域住民、組織で支え合い、見守りなどの活動を推進します。

## 2. 進捗状況の管理及び評価

計画内容を着実に実行していくために、広く市民や関係者に周知するとともに、関係各部署の連携による全市的な推進体制と計画の進行管理を行います。

### （１）計画の普及・啓発

本計画は、令和 11 年度を目標とした障がい者福祉施策に関する行政計画です。この計画を推進するうえでは、行政のみならず障がいのある人、地域住民、事業者等がそれぞれの役割を果たすという意識を強く持ち、互いに連携、協力して取り組むことが必要です。

このため、市民が、障がいや障がい者についての正しい理解のもと、計画の基本理念、目標をはじめ、具体的な施策についても共通の認識を持つことができるよう、計画についての積極的・継続的な周知、普及及び啓発に努めます。

### （２）全市的な推進体制

本計画に基づく障がい者施策は、福祉、保健・医療、教育、就労、生活環境など幅広い分野に関係するため、本計画を着実に推進していくためには庁内関係部課の横断的な連携が必要です。積極的に庁内関係部課と連携し、計画の総合的かつ効果的な推進を図るものとします。

### （３）計画の進行管理

本計画の着実な推進のため計画の進捗状況の把握、点検を行います。この点検結果について、関係部課に報告を行うとともに、必要に応じて全庁的な審議及び評価を行います。

また、国の制度改正や社会状況の変化などに注視し、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。



## 資料編

### 1. 菊池市障害者計画等策定委員名簿

| 委 員 名   | 団 体 名                  |
|---------|------------------------|
| 城 隆一郎   | 菊池郡市医師会                |
| 丸山 晃代   | 菊池公共職業安定所              |
| ・池 澄    | 菊池市民生委員児童委員協議会連合会      |
| ○ 黒田 章  | 菊池市身体障害者福祉協議会          |
| 山本 幸二   | 菊池市小中学校校長会             |
| 安武 清美   | 菊池市保育協議会               |
| ◎ 出口 美幸 | 菊池市社会福祉協議会             |
| 宮崎 和成   | 菊池市企業連絡協議会             |
| 最上 大蔵   | 児童発達支援センター 輝なっせ        |
| 菊川 裕一   | 障がい者サポートホーム わらび        |
| 古閑 靖浩   | 障がい者支援施設 居屋敷の里         |
| 宮崎 嗣大   | 障がい者支援施設 サニーサイド        |
| 崎村 弥生   | 就労継続支援 B 型事業所 菊池ひまわりの会 |
| 甲斐 裕基   | 相談支援事業所 コミュニティはうす明日    |
| 高巢 大輔   | 相談支援センター菜の花            |
| 中村 今朝男  | 菊池地域精神保健希望の会           |
| 大川 加須美  | 菊池保健所                  |

※順不同、敬称略 ※◎印は委員長、○印は副委員長

## 2. 用語説明

### あ行

- ICT（情報通信技術）  
あいしーていー じょうほうつうしんぎじゅつ

コンピュータを利用して情報の処理を効率化する技術全般のことです。ICT(Information and Communication Technology)は「情報通信技術」の略であり、情報・通信に関する技術の総称です。

- 医療的ケア  
いりょうてき

家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引等の医療行為のことです。

- インクルーシブ教育  
きょういく

障害者権利条約第 24 条において、「インクルーシブ教育システム（inclusive education system）とは、人間の多様性の尊重等の強化、障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組み」とされています。

### か行

- 管理栄養士  
かんりえいようし

「栄養士法」に定められる、厚生労働大臣の免許を受けた国家資格のことです。病気を患っている方や高齢で食事がとりづらくなっている方、健康な方、一人ひとりに合わせて専門的な知識と技術を持って栄養指導や給食管理を行う、栄養士の上位にあたる資格です。

- 基幹相談支援センター  
きかんそうだんしえん

地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を実施する機関です。具体的な業務は、身近な地域の相談支援事業者で対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割（人材育成、広域的な調整、協議会の運営等）を基本としつつ、地域の実情に応じて実施します。

- 圏域  
けんいき

本計画では、障がい保健福祉圏域（菊池市、合志市、大津町、菊陽町で構成）のことです。

- 高次脳機能障がい  
こうじのうきのうしょうがい

認知機能（高次脳機能）とは、知覚、記憶、学習、思考、判断等の認知過程と行為の感情（情動）を含めた精神（心理）機能を総称する。病気（脳血管障害、脳症、脳炎等）や、事故（脳外傷）によって脳が損傷されたために、認知機能に障がいが生じた状態を、高次脳機能障がいと言います。

## ・合理的配慮ごうりてきはいりょ

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行うことです。どのような配慮が合理的配慮にあたるかは個別のケースで異なりますが、例として、「車いすの人が乗り物に乗る時に手助けをすること、窓口でその人の障がい特性に応じたコミュニケーション手段（筆談や読み上げ等）で対応すること」等が挙げられます。

## さ行

## ・作業療法士さぎょうりょうほうし

様々な作業プログラムによって、身体または精神に障がいのある人に対して機能回復・維持・開発を促すリハビリテーションの専門家です。

## ・児童発達支援センターじどうはつたつしえん

通所利用の障がいのある児童に対し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行うことに加え、地域の障がいのある児童やその家族への相談、障がいのある児童を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な役割を担う療育支援施設のことです。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

## ・社会的障壁しゃかいてきしょうへき

障がいのある人が日常生活又は社会生活において受ける制限をもたらす原因となる事物、制度、慣行、観念その他一切のものを言います。

## ・就労継続支援しゅうろうけいぞくしえん

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業です。雇用契約を結び利用する「A型」と、雇用契約を結ばないで利用する「B型」の2種類があり、日中活動系サービスの一つです。

## ・障害者基本法しょうがいしゅきほんほう

1993年に従来の「心身障害者対策基本法」が改正・改称されて成立した法律です。障がいのある人の定義に、旧法にはなかった精神障がいのある人が加えられました。障がいのある人のための施策に関して基本的理念を定め、国・地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がいのある人の自立と社会参加のための施策を総合的・計画的に推進することなどを目的としています。

## ・障害者虐待防止法しょうがいしゅぎゃくだいぼうしほう

正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。平成23年に成立し、平成24年10月1日から施行された法律です。障がいのある人に対する虐待の禁止、国等の責務、障がい者虐待を受けた障がいのある人に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障がいのある人への虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障がいのある人の権利利益の擁護に資することを目的としています。

しょうがいじゅけんりじょうやく  
• **障害者権利条約**

障がいのある人の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約です。平成 18 年に国際連合において採択され、平成 20 年から発効しており、日本においては、平成 26 年 1 月 20 日にこの条約を批准し、同年 2 月 19 日から発効しています。

しょうがいじゅこようそくしんぽう  
• **障害者雇用促進法**

正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」。障がいのある人の職業生活における自立の促進のための措置を講じて、障がいのある人の職業の安定を図ることを目的とする法律です。

しょうがいじゅさべつかいしょうほう  
• **障害者差別解消法**

正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。平成 25 年に成立し、平成 28 年 4 月 1 日から施行された法律です。障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障がいを理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。

しょうがいじゅじりつしえんぽう  
• **障害者自立支援法**

障がいのある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて提供されていた福祉サービス等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設した法律です。

しょうがいじゅそうごうしえんぽう  
• **障害者総合支援法**

正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。障害者自立支援法が改正・改称されて成立した法律であり、日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念としています。

しょうがいじゅゆうせんちやうたつすいしんぽう  
• **障害者優先調達推進法**

正式名称は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。平成 25 年 4 月 1 日から施行されている法律。国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針及び調達方針の策定その他障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図り、もって障がい者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進に資することを目的としています。

じりつしえんいりよう  
• **自立支援医療**

従来の更生医療、育成医療及び精神障害者通院医療費公費負担について、障害者総合支援法に基づき制度を統合し、医療費と所得の双方に着目した負担の仕組みに改められました。

「精神障害者通院医療費公費負担」は、精神障がいのある人の適切な医療を普及するため、指定の病院、診療所等で、通院により精神障がいの医療を受けた場合に、その医療費の 9 割を社会保険及び公費で負担する制度です。

しんたいしょうがいしゅてちやう

## • 身体障害者手帳

身体に障がいのある人が、身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付される手帳です。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分され、障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器、心臓、腎臓、膀胱、直腸、小腸、免疫機能）等に分けられます。

せいしんしょうがいしゅほけんふくしゅてちやう

## • 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人が、各種支援を受けやすくすることを目的として交付される手帳です。障がいの程度により、1級、2級、3級とされています。2年ごとに精神障がいの状態について都道府県等の認定を受ける必要があります。

せいしんほけんふくしゅ

## • 精神保健福祉士

「精神保健福祉法」に規定される国家資格です。精神障がいのある人の保健および福祉に関する専門知識と技術をもって、精神病院その他の医療施設で治療を受けている人、または精神障がいのある人の社会復帰施設を利用している人の相談に応じ、助言、援助、日常生活支援等を行います。

せいねんこうけんせいど

## • 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が十分ではない人について、その人の権利を守る援助者（成年後見人）を選ぶことで、その人を法律的に支援する制度です。

# た行

ちいきじりつしえんきやうぎかい

## • 地域自立支援協議会

障害者総合支援法で設置が明記されている協議会のことです。障がいのある人が安心して生活できる地域を目指し、当事者やその家族を支える幅広い関係者から構成され、障がい者福祉の推進を含む、障がいのある人への支援に関する協議を行っています。

つうきゅう

## • 通級

小・中学校の通常の学級に在籍し、比較的軽度の言語障がい、情緒障がい、弱視、難聴等のある児童を対象として、主として各教科等の指導を通常の学級で受けながら、障がいに基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導（言語訓練・聴能訓練等）を通級指導教室といった特別の場で受ける教育の形態です。

とくべつしえんがっきゅう

## • 特別支援学級

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校において、知的障がいのある人、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他の障がいのある人に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことを目的とする学級です。

とくべつしえんがっこう

## • 特別支援学校

視覚障がいのある人、聴覚障がいのある人、肢体不自由又は病弱者（身体虚弱を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。

## な行

### ・難病

「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がい」の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」と障害者総合支援法に規定されています。上記の難病のある人は、障がい福祉サービス、相談支援、補装具、地域生活支援事業、障害児通所支援及び障害児入所支援の利用対象となります（障害児通所支援及び障害児入所支援は障がいのある児童のみ利用対象）。

### ・日中活動系サービス

障害者総合支援法に基づき、障がい者の昼間の活動を支援するサービスです。生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所を指します。

### ・ノーマライゼーション

高齢者や障がいのある人等と健常者を区別することなく、誰もが「普通に暮らせる社会」を実現するために必要な環境を整備するという考え方です。

## は行

### ・発達障害者支援法

発達障がいのある人の早期発見と、発達支援の促進のため、2004年12月制定、2005年4月施行された法律です。

### ・バリアフリー

障がいのある人や高齢者の行動を妨げているバリア（障壁）を取り除き生活しやすくすることです。「心のバリアフリー」、「情報のバリアフリー」も含まれます。

### ・バリアフリー新法

正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」。2006年施行。高齢者や障がいのある人が気軽に移動できるよう、階段や段差を解消することを目指す法律。駅・空港・バスといった公共交通機関を対象とした交通バリアフリー法と、大規模ビルやホテル、飲食店等を対象としたハートビル法を統合して改正・拡充した法律です。

### ・避難行動要支援者

高齢者、障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら非難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な非難の確保を図るため特に支援を要する人のことです。

### ・法定雇用率

障害者雇用促進法に基づき、民間企業、国、地方公共団体において、一定の割合以上、障がい者を雇用しなければならないと定められた雇用率です。一般の民間企業は2.3%、国や地方公共団体は2.6%、都道府県等の教育委員会が2.5%とされています。

### ・訪問系サービス

障害者総合支援法に基づき、自宅に介護福祉士やホームヘルパー等の介護専門職が訪問し、入浴、排泄、食事等の介護等日常生活上の世話をするサービスです。

## や行

### ・ユニバーサルデザイン

障がいの有無に関係なく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境等をデザインすることです。バリアフリーの進化形ともされています。

## ら行

### ・ライフステージ

乳児期・幼児期・児童期・青年期・成年期・壮年期・老齢期等人間が誕生してから死に至るまでの生活史上における年代別の各段階のことです。

### ・理学療法士

りがくりょうほうし  
医師の指導のもとに、疾病や障がい等に起因する機能障がいや形態障がいのある人に対して、筋力や関節可動域、協調性といった身体機能について、運動療法や温水、水、光線、電気といった物理療法を用いて機能の回復を図るリハビリテーションを行う医療専門職です。

### ・療育手帳

りょういくてちょう  
児童相談所または障害者更生相談所において、知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。知的障がいのある児童（者）に対する一貫した指導・相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としています。障がいの程度は、A判定が最重度・重度、B判定が中度・軽度となっています。

### 第3期菊池市障がい者計画

編 集：菊池市 健康福祉部 福祉課 障がい福祉係

〒861-1392

熊本県菊池市隈府 888 番地

電 話 0968-25-7213

F A X 0968-25-5166

発行日：令和 6 年 3 月